平成 24 年度金融庁委託調査

ミャンマーにおける金融インフラ整備支援の ための基礎的調査

報告書

平成25年3月 株式会社大和総研

はじめに

本調査は、ミャンマーに進出する日本企業の事業展開につき、円滑な資金供給の確保、海外投融資環境の改善の観点から、同国の金融インフラの現状を踏まえて課題を把握し、日本政府による整備支援が効果的と考えられる分野を抽出することを目的とし、金融庁平成24年度委託事業として実施された。

日本企業の進出先として、これまで主流であった中国に代わり、チャイナプラスワンの拠点として、ASEAN 地域への注目が集まっている。特に 2011 年に民主政権発足を果たしたミャンマーでは、欧米諸国の制裁解除の進展も相まって、現地進出を検討する日本企業の数が急増している。

ミャンマーでは、軍事政権時代の負の遺産であるハード、ソフト両面におけるインフラの未整備が深刻な課題である。現地における事業展開を検討する日本企業にとっても、進出のボトルネックとなっている。本件調査では、特に金融インフラ中の銀行セクターにおける課題の特定を試みるとともに、日本政府の支援分野を明確化し、将来の支援に向けたアクションプラン策定に資する基礎材料を提供するものである。

大和総研は1996年よりミャンマーに進出し、現地で営業認可を有する唯一の外資系金融機関としての立場から、資本市場育成への取組みを初めとした社会経済的発展における貢献を果たしてきた。本件調査実施にあたっては、当社の現地ネットワークおよび現地調査経験と蓄積を活用し、限られた現地調査期間にもかかわらず、多くの方々から調査へのご協力を賜った。本報告書が、ミャンマーにおける金融インフラ整備支援、ひいては日系企業が享受する現地金融サービスの改善に資すれば幸いである。

なお、執筆に当たっては、金融庁、日本貿易振興機構(JETRO)、ミャンマー政府機関の関係各位、ならびに進出日系企業を初めとする現地でご活躍の方々の貴重なご知見等を多く参考にさせて頂いた。執筆者を代表し、心よりお礼を申し上げたい。

2013年3月株式会社大和総研アジア事業開発本部杉下 亮太

<u>目 次</u>

はじめに	1
第1章:ミャンマー概況	7
1. ミャンマーの歴史	8
(1) 軍事政権下のミャンマー	8
(2) 民主化に伴う経済制裁解除の進展および国際社会への復帰	9
(3) 2015 年に向けた各種政策・取組み	10
2. 対ミャンマー投資の現状	12
(1) 対ミャンマー投資の推移	12
(2) ミャンマー当局の外資誘致に向けた取組み	15
3. 日本企業の進出動向	18
(1) チャイナ+1 のトレンドにおけるミャンマー進出	18
(2) 経済制裁緩和後の日本企業の動き	19
第 2 章:ミャンマーにおける金融インフラ	21
1. ミャンマーにおける金融インフラの現状	21
(1) ミャンマーの銀行システム概観	21
(2) ミャンマーの銀行に係る規制	26
(3) ミャンマーの銀行業務	30
2. 中小企業金融の現状	40
(1) ミャンマーの中小企業	40
(2) 中小企業支援策	42
(3) 中小企業向け融資	44
(4) SMIDB による中小企業向け低利融資	45

第3章:金融インフラ整備に向けた課題と展望	47
1. 課題の整理	47
(1) 日系企業が指摘する課題	47
(2) ミャンマー金融当局・銀行が支援を求めている課題	50
(3) ミャンマー金融インフラ改善に向けた国際支援の現状	51
2. 解決策の方向性	54
(1) 包括的金融監督メカニズムの構築	54
(2) 銀行インフラの近代化	55
(3) 銀行業務の近代化	57

<u>図 表</u>

図表	1		アセアン加盟国概要	7
図表	2		ミャンマーの繊維輸出先	8
図表	3		ミャンマーの歴史年表	9
図表	4		ミャンマーの財政赤字の推移	11
図表	5		CLMV 諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) の産業構造	12
図表	6		ミャンマーの対内直接投資額の推移(上段:産業別、下段:国別)	.13
図表	7		ミャンマーへの直接投資の推移(認可件数ベース)	14
図表	8		ホテル・商業施設への海外からの投資額と件数(2012年)	14
図表	9		ミャンマー中央銀行が発表するチャット・レートの決定方法	15
図表	1	0	チャットの対ドル実勢レート	16
図表	1	1	ミャンマーの主な投資制度の比較	17
図表	1	2	アジア主要都市における投資コスト比較	18
図表	1	3	インフラ整備状況の比較	19
図表	1	4	ヤンゴン日本人商工会議所の会員数	20
図表	1	5	ミャンマーの銀行システム概観	21
図表	1	6	ミャンマー中央銀行の組織図	22
図表	1	7	ミャンマーの銀行一覧	24
図表	1	8	ミャンマーに拠点を持つ外国銀行	25
図表	1	9	外国銀行に対する市場開放の段階とタイムラインの一例	26
図表	2	0	民間銀行に対するミャンマー中央銀行の主たる健全性規制	26
図表	2	1	ミャンマーの金利の推移	28
図表	2	2	ミャンマー銀行業界における近年の規制緩和と主な動向	29
図表	2	3	CLMV 諸国の M2 における現金通貨構成比(2011 年)	31
図表	2	4	ミャンマーの銀行預金	32
図表	2	5	企業登記の概要	32

図表	2 6	日本・ミャンマー間における一般的な資金の流れ	33
図表	2 7	ミャンマーの預金・貸付実態の推移	34
図表	2 8	人口 10 万人あたりの銀行支店数	35
図表	2 9	貿易取引の手順	36
図表	3 0	海外送金に関して	37
図表	3 1	両替ライセンス・外国為替取扱ライセンス取得の民間銀行	37
図表	3 2	カンボーザ銀行支店前に設置された同行 ATM	39
図表	3 3	ミャンマーの民間製造業企業数・業種別(2009 年)	40
図表	3 4	ミャンマーの民間製造業企業数・州別(2009 年)	41
図表	3 5	ミャンマーにおける中小企業の定義	41
図表	3 6	中小企業法(制定中)の中小企業の定義	42
図表	3 7	中小企業育成中央委員会メンバー一覧	43
図表	3 8	中小企業育成中央委員会の主な役割	43
図表	3 9	中小企業育成実行委員会メンバー一覧	44
図表	4 0	中小企業育成実行委員会の主な役割	44
図表	4 1	日系企業が指摘する主な課題	49
図表	4 2	ミャンマー中央銀行・市中銀行が支援を求めている主な課題	51
図表	4 3	ミャンマーが金融分野で IMF に要請している技術支援	52
図表	4 4	主たる支援テーマおよび対応の時間軸の一例	54
図表	4 5	ミャンマー金融インフラの課題と展望	59

本文中略語一覧

ACH	automated clearing house
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
CBM	Central Bank of Myanmar
CBS	Credit Bureau Singapore
CMP	Cutting, Making, Packing
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit
DICA	Directorate of Investment and Company Administration
FEC	Foreign Exchange Certificate
IDC	Industrial Development Committee
LLCD	Least Among Less Developed Country
MADB	Myanma Agricultural Development Bank
MEB	Myanma Economic Bank
MFTB	Myanma Foreign Trade Bank
MIC	Myanmar Investment Commission
MICB	Myanma Investment and Commercial Bank
MBA	Myanmar Banks Association
MPU	Myanmar Payment Union
NLD	National League for Democracy
SMIDB	Small and Medium Industrial Development Bank,
SEAGames	South East Asian Games
SEZ	Special Economic Zone
SDN	Specially Designated Nationals and Blocked Persons

第1章:ミャンマー概況

ASEAN 諸国は 2015 年に経済統合を控え、チャイナプラスワンの候補地としての位置づけからも、域外からの投資誘致による成長を実現してきた。ASEAN 加盟国は、一人当たり GDP は 3,000 ドル程度であるものの、人口にして 6 億人という巨大な市場を擁し、今後の経済成長と所得水準の向上が見込まれている。

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)は、アジア最後のフロンティアとして、近年注目を集めている。ASEAN 諸国の西側に位置するミャンマーは、日本の約 1.8 倍にあたる南北に伸びた国土を有し、インド、中国という二大大国と国境を接しており、地政学的な重要性も認識されている。加えて、石油、天然ガス、鉱物資源に恵まれ、また肥沃な国土を基盤とした多様な農産品の産出国としても潜在性を秘めている。その上、隣国タイと同規模の 6,200 万人1の人口を擁することから、消費市場としても注目が集まっている。

本章では、ミャンマーの歴史と民主化の流れ、近年の外国投資誘致政策、および直 近の投資環境下における日本企業の動向について概観する。

図表	1	アヤア	ン加	旫	国概要
	- 1	/ _ /	V /JU	ш	

8 4	国土面積		人口		名目GDP		一人当り	輸出割合	域内貿易	人口年齢	
国名	(平方km)	(%)	(千人)	(%)	(億ドル)	億ドル) (%) GD		(対GDP比%)	比率(%)	(中央値、歳)	
ブルネイ	5,765	0.1	414	0.1	124	0.7	29,852	78.3	24.7	29	
カンボジア	181,035	4.1	14,953	2.5	113	0.6	753	54.1	45.9	23	
インドネシア	1,860,360	41.9	237,641	39.6	7,084	37.9	2,981	24.6	24.6	28	
ラオス	236,800	5.3	6,437	1.1	65	0.3	1,004	36.3	62.2	21	
マレーシア	330,252	7.4	28,251	4.7	2,378	12.7	8,418	97.3	30.4	26	
ミャンマー	676,577	15.3	61,187	10.2	454	2.4	742	-	43.2	28	
フィリピン	300,000	6.8	94,010	15.7	1,996	10.7	2,123	34.8	23.9	22	
シンガポール	710	0.0	5,184	0.9	2,274	12.2	43,865	211.1	27.3	38	
タイ	513,120	11.6	63,878	10.6	3,189	17.0	4,992	71.2	19.7	34	
ベトナム	331,051	7.5	88,257	14.7	1,036	5.5	1,174	77.5	18.0	28	
アセアン	4,435,670	100.0	600,212	100.0	18,711	100.0	3,117	-	26.0	28	
参考: 日本	377,835		127,594		54,884		43,015	15.3		45	

⁽注)数値は、2010年時点。一人当り GDP は市場為替レートベース、必ずしも計算値とは一致しない。ブルネイの輸出割合は 2008年の数値。

(出所) アセアン事務局、IMF、ADB より大和総研作成

¹ IMF 推計値(2010 年時点)、World Economic Outlook データーベースより

1. ミャンマーの歴史

(1) 軍事政権下のミャンマー

第2次世界大戦後の1948年、英国連邦を離脱し、ビルマ連邦を成立させた。独立を果たしたものの、党内部の権力抗争は激化を免れず、ウー・ヌ政権は次第に求心力を失っていった。1962年には、同政権対するクーデターによりネ・ウィン将軍が実権を掌握し、ビルマ式社会主義体制に入った。この体制下における経済政策の失敗により、ミャンマーは経済的疲弊を経験し、それは国際機関から最貧国(後発発展途上国、LLCD)への認定を受ける程であった。1988年以降、ビルマ式社会主義は放棄されたものの、軍事政権による民主化運動や少数民族に対する弾圧が西側諸国の非難の的となり、欧米諸国による経済制裁発動を招いた。

特に、2003年の米国による経済制裁では、ミャンマーからの輸入禁止や金融サービスの輸出禁止、ミャンマー高官の資産凍結等といった一連の制裁が科された。それに反発したミャンマー軍事政権は、鎖国とも言える政策を採ったため国際社会からの孤立が深刻化し、ミャンマーの主力輸出品である繊維製品を担っていた縫製業も衰退を余儀なくされた。日本政府は経済制裁発動を見送ったものの、対ミャンマー政府開発援助は人道、緊急援助等の分野に限定するなど、最小限の二国間協力の維持に留まった。同時期、日本企業の多くは米国関連のビジネスへの影響を危惧し、ミャンマー関連ビジネスは縮小の一途をたどることとなった。

図表 2 ミャンマーの繊維輸出先

	1992年		2010年		
順位	輸出先	割合 (%)	 輸出先	割合 (%)	
1	米国	60.6	日本	30.3	
2	シンガポール	24.9	韓国	26.5	
3	英国	6.2	グルジア	10.3	
4	ドイツ	4.4	スペイン	7.3	
5	カナダ	1.4	英国	6.3	
6	オランダ	0.9	トルコ	2.8	
7	ギリシャ	0.7	オーストリア	2.1	
8	日本	0.2	アルゼンチン	1.9	
9	チリ	0.1	イタリア	1.6	
10	ブルガリア	0.1	オランダ	1.4	
11	スイス	0.1	マレーシア	1.2	
12	タイ	0.1	オーストラリア	1.2	
13	香港	0.1	南アフリカ	1.1	
14	アルゼンチン	0.1	シンガポール	0.6	
15	ベルギー・ルクセンブルク	0.1	香港	0.5	
輸出額	世界 (ドル)	15,754,261	世界 (ドル)	337,395,627	

(注) 繊維とは、SITC Rev.3 84 に含まれる、Clothing and Accessories を指す

(出所) UN Comtrade より大和総研作成

図表 3 ミャンマーの歴史年表

年月	-	主な出来事
1948年		英国連邦を離脱
1962年		ネ・ウィン将軍の軍事クーデター→ビルマ式社会主義体制に入る
1974年		ビルマ連邦社会主義共和国誕生
1987年	12月	国連より後発開発途上国 (LLCD) の認定を受ける
1988年	8月	ビルマ全土で民主化要求デモ発生
		ネ・ウィン将軍、党議長を辞任
		軍部によるクーデターでSLORC (国家法秩序回復評議会) 発足
	11月	外国投資法制定
1989年	6月	国名をミャンマー連邦共和国に変更
1990年	5月	総選挙実施、NLD(国民民主連盟)の圧勝も結果は無視される
		SLORCによるNLD選出議員の投獄
1996年	10月	米国によるミャンマーの軍関係者へのビザ発給停止
1997年		EUによるミャンマー産の農産品・工業製品に対する一般特恵関税の適用停止
	4月	米国による米国企業の対ミャンマー新規投資の禁止
	11月	SLORCがSPDC (国家平和開発評議会) に改称
2003年	5月	SPDCによるNLD襲撃。死傷者・行方不明者が多数発生
		アウン・サン・スー・チー氏ほか多数が不当逮捕・拘束
		以後、自宅軟禁を余儀なくされる
	7月	米国議会、対ミャンマー経済制裁法を発動
	8月	キン・ニュン中将による『民主化への7段階のロードマップ』発表
2004年	10月	EUによるミャンマー国営企業への借款の禁止
2008年	5月	新憲法承認のための国民投票を実施・承認
2010年	10月	国名をミャンマー連邦共和国に変更
	11月	総選挙実施。その後、アウン・サン・スー・チー氏解放。
2011年	2月	テイン・セイン氏が大統領に選出
	3月	SPDC解散
	11月	ヒラリー・クリントン米国務長官(当時)、テイン・セイン大統領と会談
2012年	4月	ミャンマー連邦議会の補欠選挙、NLD大勝
	7月	オバマ米大統領令でミャンマーへの経済制裁を一部解除
	11月	米国、ミャンマー製品の輸入禁止措置、解除(翡翠・ルビーを除く)
		オバマ米大統領、ミャンマーを訪問

(出所) 各種資料より大和総研作成

(2) 民主化に伴う経済制裁解除の進展と国際社会への復帰

ミャンマー経済の足踏み状態は長期化していたが、周辺の ASEAN 諸国では、中国 経済の飛躍を追うように、成長の軌道に乗り始めた。そうした中、2000 年代後半にな るとミャンマーでは政権主導の民主化・経済の自由化に向けたプロセスの進展が見ら れた。具体的には、2010 年 11 月の総選挙を経て 2011 年 3 月に誕生したテイン・セ イン政権誕生、続く 2012 年 4 月のミャンマー連邦議会の補欠選挙におけるアウン・サン・スー・チー女史が所属する国民民主連盟(NLD)の躍進等、民主化の前進を印象付けるイベントに恵まれた。またそれらは国際社会から好意的に受け止められた。

このようなミャンマー政権の変化に対し、迅速かつ友好的な反応を示したのは米国であった。その背景には、世界第 2 位の経済大国となった中国の対外戦略を牽制する目的もあるとみられている。具体的には、2011 年 11 月のクリントン国務長官(当時)のミャンマー訪問から、2012 年 11 月のオバマ大統領訪問までの 1 年間に、対ミャンマー経済制裁措置の一部解除を実現し、米国権益によるミャンマー製品輸入に許可を与える等実現させてきた。

テイン・セイン政権となったミャンマーには、世界各国から政財界の要人が訪れるようになった。政府高官と海外の要人の会談記事は、毎日のように現地紙紙面に掲載されていると言っても過言ではない。また、テイン・セイン大統領をはじめとするミャンマーの政府高官も積極的に外遊を行い、国際社会との関係再構築に邁進している。

(3) 2015 年に向けた各種政策・取組み

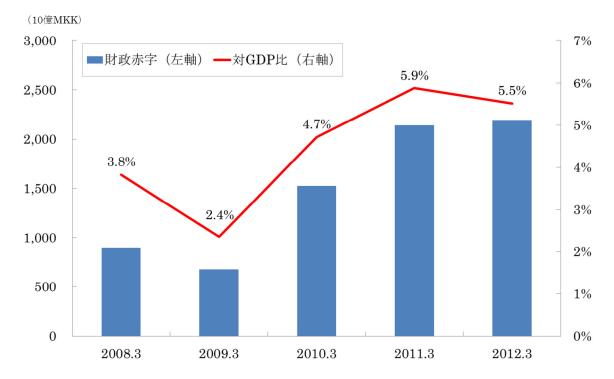
ミャンマー政府には、民主化の進展と共に、迅速なインフラ整備も含めた経済発展のための政策立案・実施が迫られている。具体的には、国際社会への復帰を象徴する2013年6月の世界経済フォーラム東アジア会議開催、12月の東南アジア競技大会2開催、そして2014年にはASEAN議長国という大役を初めて務めることとなる。

東南アジア競技大会開催の準備として、幹線道路、ホテル等の主要インフラも急ピッチで整備が進められている。また、ソフト面では、18歳から30歳までの外国語が堪能な1.2万人のボランティアを募り、関係国からの選手団、応援団等受け入れ準備を進めている。

以上のような国際的イベントの誘致に成功したものの、経済面では多くの課題を抱えている。特に、ミャンマーでは徴税能力の低さに起因する恒常的な財政赤字が続いている。税制の改革には法整備などのフレームワークから取組む必要があることから、徴税能力の改善には更に一定の時間を要し、差し迫ったインフラ整備ニーズを国庫のみで賄える見通しは立っていない。そのため、今後の国家基盤の近代化プロセスにおいて、外国資本を積極的に活用することが必要不可欠の状況である。

² SEA Games(South East Asia Games)

図表 4 ミャンマーの財政赤字の推移



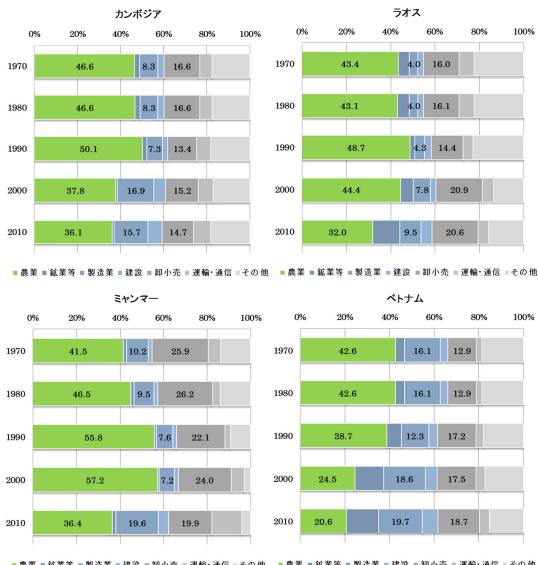
(出所) Ministry of Finance and Revenue, Ministry of National Planning and Economic Development より大和総研作成

2. 対ミャンマー投資の現状

(1) 対ミャンマー投資の推移

ミャンマーの産業構造をみると、近隣の ASEAN 諸国と比較して工業化が遅れている。ベトナムでは 1990 年代に転換期を迎え、産業構造の工業化を果たしたが、ミャンマーでは農業がいまだに GDP の約 40%を占めている。製造業の構成比も上昇しているものの、食品加工業に代表される軽工業が大部分を占める。隣国タイでは自動車産業の集積が進み、北側の国境を接する中国と、西側に位置するインドには、それぞれ巨大な消費市場が存在する。現在は、その恵まれた立地条件を活かせていないのが実情である。

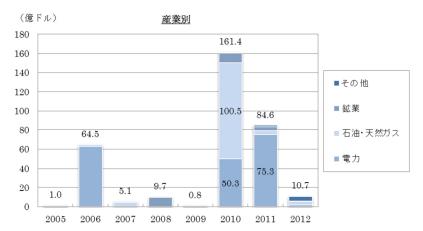
図表 5 CLMV 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の産業構造



■農業 ■鉱業等 ■製造業 ■建設 ■卸小売 ■運輸・通信 ■その他 ■農業 ■鉱業等 ■製造業 ■建設 ■卸小売 ■運輸・通信 ■その他 (出所) 国連"National Accounts Main Aggregates Database"より大和総研作成

これまでのミャンマーの対内直接投資額を見てみると、セクターによる大きな偏りがある。電力不足ゆえの発電所建設、国営で産業が成り立っている資源・エネルギー産業への投資が主だったものであった。また、国別で見ても偏りが大きい。欧米の経済制裁の影響により、1998年から 2012年3月までの累計の対内直接投資の内、金額ベースで 34.3%を中国資本が占め、タイ(23.5%)、香港(15.5%)を加えた3ヶ国だけで73%を占める状態であった。

しかし 2010 年の総選挙終了後、こうした動向に変化が見られる。民主化への足取りが確実なものとなり、ミャンマーの経済自由化および市場開放に対する国際社会の期待が膨らんでいるためである。加えて、欧米政府の経済制裁の緩和および解除の進展により、欧米企業の動きも活発化している。特徴として挙げられるのは、従来の大型インフラ投資よりも、少額の製造業への投資が急増している点である。さらに、ASEAN 諸国からの投資が 2011 年度と 2012 年度で 2 倍に増加している背景として、欧米企業が ASEAN 諸国の企業を通じて出資する、間接的投資のケースも指摘されている。特に、ホテル、不動産開発、消費財などはその対象である。

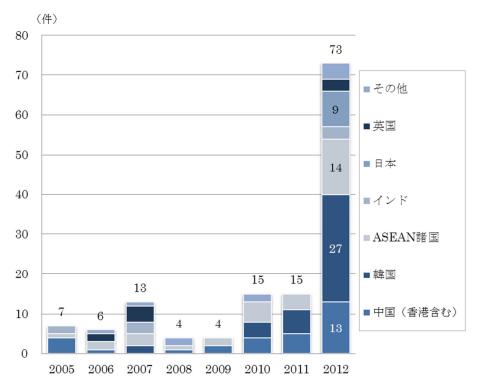


図表 6 ミャンマーの対内直接投資額の推移(上段:産業別、下段:国別)



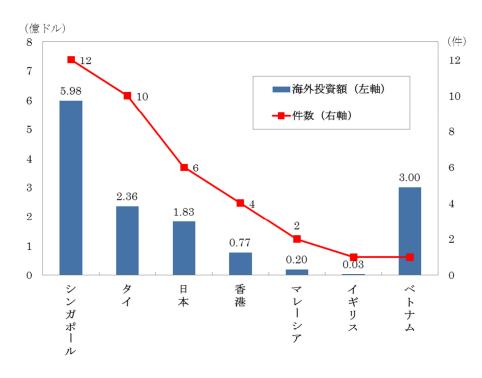
(出所) Ministry of National Planning and Economic Development より大和総研作成

図表 7 ミャンマーへの直接投資の推移(認可件数ベース)



(出所) Ministry of National Planning and Economic Development より大和総研作成

図表 8 ホテル・商業施設への海外からの投資額と件数 (2012年)



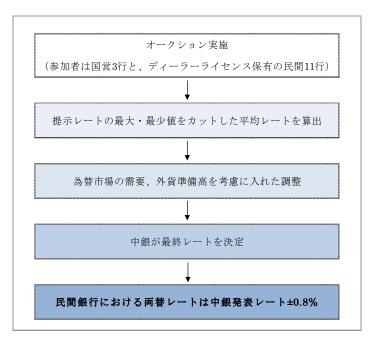
(出所) Ministry of Hotels and Tourism, Myanmar Tourism Statistics 2012 より大和総研作成

(2) ミャンマー当局の外資誘致に向けた取組み

外資誘致に関する主たる取り組みは以下の通りであるが、ミャンマー政府が外資への市場開放に動いたことで、直近の投資動向には改善が見られる等、一定の成果が確認できる。他方、政府としては、議会対策の観点からも、国内産業がある程度高度化するまでの期間は国内産業保護を重視し、国内企業が外資との競争によって市場を奪われることの無いよう、段階的な市場開放にならざるを得ない点も否めないことから、政策実施の動向については注意が必要である。

① 為替レートの統一

外資誘致に向けた取り組みとして、2012年4月に、多重為替による弊害の解消を目指し、管理変動為替相場へ移行した。以降、ミャンマー中央銀行はミャンマー・チャットの対ドルレートを毎日公表している。これを機に、それまで複数存在していた為替レート3が統一された。統一された為替レートは、公定レートの採択ではなく、市場実勢レートに近いレート(1米ドル=800チャット台)に集約されたことで、ミャンマーの民間企業に大きなダメージを与えることはなかった。

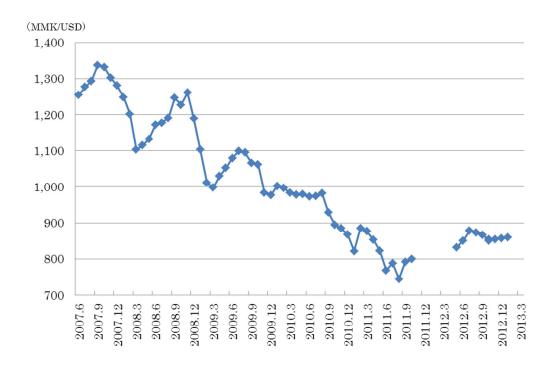


図表 9 ミャンマー中央銀行が発表するチャット・レートの決定方法

(出所) JETRO「管理変動相場制を 4 月 1 日から導入-複数レートの統一に向けた第一弾-」より大和総研作成

3 公定レート、関税評価レート、輸出外貨レート、外貨兌換券 (FEC) 交換レート、実勢レート (市場レート)

図表 10 チャットの対ドル実勢レート



(注) 2012 年 5 月以降はミャンマー中央銀行の公表レート、それ以前は市場レート (出所) CEIC Data より大和総研作成

② 新外国投資法の制定

次いで、2012 年 11 月に外国投資法が改正された。旧外国投資法は 1988 年に制定されたが、更なる対外開放に向けて投資条件および優遇措置等を中心に修正された。2013 年 1 月 31 日には細則が公表され、ミャンマーへ進出する企業向けの根幹となる法律が成立した。既存制度である 1913 年に制定された会社法、1989 年制定の国営企業法、テイン・セイン政権に移行する前の 2011 年 1 月に制定された経済特区(SEZ)法と共に、外国企業がミャンマー進出を検討する際の選択肢が出そろったと言える。

特に、経済特区法は、租税の未払い等に対するペナルティが5倍となるものの、ティラワ経済特区の開発を主導する日本、ダウェイ経済特区の開発を主導するタイ、チャオピュー経済特区の開発を主導する中国などの企業にとってみれば、事業自由度が高い枠組みである。

とはいうものの、それぞれの細則まで突き詰めていくと法律間での棲み分けが不鮮明であり、活用すべき法律の選択には精査を要する。主な理由として、①制定された年代に開きがある、②ミャンマー政府は外資導入による経

済発展政策と国内産業保護政策のバランスを模索中の段階、③経済特区の定義が明確でない、という 3 点が挙げられる。ミャンマーにおけるヒアリング調査では、テイン・セイン大統領の任期期限である 2015 年までに、対外開放を急いだ法律の微調整も行う必要について、複数の指摘があった。

図表 11 ミャンマーの主な投資制度の比較

	旧外国投資法(1989年制定)	新外国投資法(2012年改正)	経済特区法(2011年制定)
			輸出収入に対して5年間の免税
	3年間の法人所得税免除(MICの判 断で免税・軽減期間の延長)	5年間の法人所得税免除	(次の5年は50%減税、その次の5年は輸出利益を再投資した場合、50%減税、その後は生産額に占める輸出額の割合によって減税率に差あり)
			サービス業に対して事業開始から一 定期間の商業税の免税
	本業による利益の再投資を1年以内 に実施した場合は、所得税の減免措 置	左に同じ	
	本業に利用される設備・機器などの 固定資産の加速減価償却		投資事業向けの自動車・機械は5年 間の免税、次の5年間は50%の減税
優遇税制	ミャンマー産製品の輸出による利益 の最大50%を減税		SEZ内で生産された製品の輸出による利益に対して、商業税・VATの免税
	外国人雇用者へのミャンマー国内居 住者の税率の適用	左に同じ	
	外国人雇用者の所得税分の法人所得 税控除		
	ミャンマー国内での研究開発費用分 の法人所得税控除		
	3年間の原材料の輸入関税の減免措 置	左に同じ	原材料の輸入関税の減免措置あり
	配当課税なし		納税後の利益の配当に対しては免税
最低資本金	製造業50万ドル サービス業30万ドル	小売業などの一部を除いて規定なし	
外国の独資 による投資	制限なし	MICの認可が下りる範囲で	
海外送金		MICの認可取得が条件	中央組織が定める外貨の送金・着金は可
合弁設立	外資の出資比率が35%以上	出資比率は当事者間で決定可	
雇用規定	なし	ミャンマー人雇用者比率 ・2年以内:25%以上 ・4年以内:50%以上 ・6年以内:75%以上	ミャンマー人雇用者比率 (熟練労働者・技術者における比率) ・5年以内:25%以上 ・10年以内:50%以上 ・15年以内:75%以上
土地利用	国有地のみの利用、最長60年	国有地・国民が使用権を持っている 土地の利用、最長70年	最低30年、最長大規模事業者75年、 中規模事業者60年、小規模事業者40 年

(出所) 各法律条文より大和総研作成

3. 日本企業の進出動向

(1) チャイナ+1のトレンドにおけるミャンマー進出

日本企業の多くは、世界の工場かつ巨大な消費市場を有する中国に生産拠点を設けてきたが、近年、中国国内の最低賃金の引き上げおよび二国間関係を取り巻く情勢の変化などによって、特に労働集約的な機能を ASEAN 諸国に移管する動きが活発化している。

投資コストを他の ASEAN 諸国と比較してみると、ミャンマーの人件費が最も低いことが分かる。ただし、昨今の外資進出急増に伴う人材確保競争によって、急激に賃金が上昇する可能性も否めない。実際、本件ヒアリング調査対象である日系企業からも、他のアジア諸国と同様、少しでも給与の額面が高いと転職する傾向について指摘があった。特に、ヤンゴンのような都市部においては、インフレに伴う賃金水準の急激な上昇も危惧されている。

図表 12 アジア主要都市における投資コスト比較

単位:(特記を除き)米ドル	月額賃金 製造業 ワーカー	月額賃金 製造業 中間管理職	月額賃金 非製造業 一般職	法定 最低賃金	月額 事務所賃料 (1㎡)	月額 駐在員住宅 借上げ料	レギュラー ガソリン (1リットル)	携帯電話 通話料 (1分間)	法人税
ソウル (韓国)	1,696	3,075	2,173	640	51	1,896	1.87	0.09	15
北京(中国)	538	1,460	854	199	119	2,850~5,699	1.20	0.06	25
台北 (台湾)	1,008	2,093	1,318	621	18	1,653	1.05	0.18	17
シンガポール	1,285	4,300	2,233	N/A	83	2,636 ~ 6,977	1.62	0.12	17
バンコク (タイ)	286	1,565	617	136	20	1,580~2,687	1.22	0.10	23
ジャカルタ (インドネシア)	209	995	409	167	20	1,700 ~ 2,500	0.71	0.21	25
マニラ(フィリピン)	325	1,069	455	153	18	2,618	1.25	0.13	30
ハノイ(ベトナム)	111	713	369	95	44	2,000~3,600	0.99	0.05	25
ヤンゴン (ミャンマー)	68	577	173	N/A	23	2,500~	1.04	0.30	30
プノンペン (カンボジア)	82	663	266	55	17	500~1,500	1.26	0.07	20
ビエンチャン (ラオス)	118	361	167	78	15	1,500	1.35	0.04	28
ムンバイ(インド)	403	1,319	727	103	45	2,791	1.30	0.01	30

(出所) JETRO 資料より大和総研作成

次に、インフラの状況を見ると、不動産費が周辺諸国と比較してそれ程低くないことが分かる。ミャンマーでは、急激に外資への門戸が開かれたため、外国企業のオフィスに適した物件および駐在員住宅向け物件等の不動産市場が限定的であることに起因する。

またミャンマーは水力発電への依存度が高く、特に乾期には安定的な電力の供給が保障されていない。このため、自家発電装置が必須であるとともに、燃油代は周辺国と比較してそれ程安価ではないことから、その分のコストを考慮に入れる必要がある。

以上のように、人件費以外の投資コストの面では決して競争力が高いと言えない状況ではある。しかし、2012 年 12 月の ADB の報告4によれば、ミャンマーは 2030 年に中所得国となると予測されており、8%程度と試算されている潜在成長率と、旺盛な消費需要の拡大が期待されている。生産拠点としてのみならず、将来的には消費市場としても、高い関心が寄せられている。

図表 13 インフラ整備状況の比較

	東アジア・ 太平洋平均	低所得国	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム
電力へのアクセス	63	13	13	24	55	97.6
(全人口に占める割合、%)	(2008)	(2008)	(2009)	(2009)	(2009)	(2010)
電力使用量	1,182	476	103	131	NA	918
(1人当たりkWh)	(2008)	(2008)	(2009)	(2009)	(2009)	(2009)
安全な水へのアクセス	79	63	71	61	57	94
(全人口に占める割合、%)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)
衛生的な環境	62	34	81	29	53	75
(全人口に占める割合、%)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)
電話契約者	33	10	1.3	2.5	1.7	18.9
(100人当たりの人数)	(2008)	(2008)	(2010)	(2010)	(2010)	(2010)
道路の長さ(km)			27,000	38,257	39,568	160,089
ZEM V Z C (RM)			(2005)	(2004)	(2009)	(2007)
舗装されている道路の割合			11.9	6.3	13.7	47.6
(%)			(2005)	(2004)	(2009)	(2007)
自動車数			7	21	20	13
(1000人当たり台数)			(2009)	(2005)	(2007)	(2007)

⁽注)2段目の括弧はデータの取得年

(出所) The World Bank Group, *Public-Private Infrastructure Advisory Facility*, The World Bank, *The World Development Indicators*, UN, *Social Indicators* より大和総研作成

(2) 経済制裁緩和後の日本企業の動き

民主化の進展に伴う国際社会への復帰を機に、その成長性に期待を寄せ、進出を示唆する日本企業が増加した。特に、日本政府が円借款の再開を表明した 2012 年 4 月以降は、進出を検討する企業が一段と増加した時期でもあった。意外にも、製造業などの労働集約的産業でなく、潜在成長力がある消費市場に商機を見出すサービス業を中心にミャンマー・ブームが発生している5。ただし、実際に進出を検討する企業の8割は一部上場企業等、資金力を有する大企業というのが現状である6。

^{4 2012}年8月発表"Myanmar in Transition: Opportunities and Challenges"

^{5 2013}年2月号のジェトロセンサーを参照

⁶ これまでにミニストップやローソンなどコンビニエンスストアや、スズキなどがミャンマー市場開拓を目指すと新聞の紙面を賑わせた。

このような日本企業のミャンマー・ブームに呼応して、ミャンマー政府は国家計画 経済開発省・投資企業管理局(DICA)内に、日本企業対応を専門とした投資相談窓口を、 2013年7月にも開設すると発表している。JETRO ヤンゴン事務所でも、急増する日 本企業の問い合わせに対応すべく駐在員を増員してきた他、「ビジネス・サポートセン ター」を開設し、短期間のオフィス貸出サービス等を開始した7。

しかしながら、現地実業界において、日本企業は「NATO(No Action, Talk Only)」、 「4L(Look, Listen, Learn, Leave)」等という表現されることもあるように、多くの視 察ツアーが実業に殆ど繋がらないため、現地でもどかしく受け止められているという 実状が存在する。

本件ヒアリング調査においても、日本からの来客を相当数受け入れ、進出アドバイ ス等も行ったものの、実際に進出に向けて話が前進する企業は 1%前後という状況と の指摘もあった。とはいえ、ヤンゴン日本人商工会議所の会員数は 2011 年末に 53 社 であったが、2012年末には80社を超えたことから、日本企業のミャンマー進出は顕 著に増加しているといえる。



図表 14 ヤンゴン日本人商工会議所の会員数

(注) 年度は4月~翌年3月

(出所) JETRO 資料、ヒアリング調査より大和総研作成

⁷ ジェトロ ビジネス・サポートセンターでは、短期オフィススペース貸出の他、情報提供、コン サルティングサービス等を提供している。2012年9月よりサービス開始。

第2章:ミャンマーにおける金融インフラ

本章では、ミャンマーの金融インフラについて、銀行セクターを中心に現状を提示する。また 2012 年末より国家的重点課題として設定された中小企業振興策についても、ミャンマー政府の取組みおよび中小企業金融の現状について概説する。

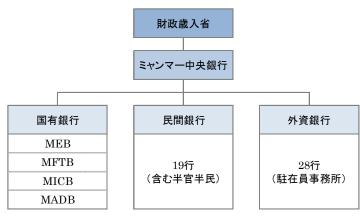
1. ミャンマーにおける金融インフラの現状

(1) ミャンマーの銀行システム概観

ミャンマーの金融行政は、ミャンマー中央銀行(Central Bank of Myanmar)が担っている。ミャンマー中央銀行は、ミャンマー中央銀行法(Central Bank of Myanmar Law, 1990)を根拠法として設立された、財政歳入省が管掌する組織である。財政歳入省は主として政府財政を担当し、金融行政はほぼすべてミャンマー中央銀行に任されている。

現在、ミャンマー中央銀行の独立化に向けて準備が進められている。目下、新ミャンマー中央銀行法の制定が待たれるところである。同法案は 2013 年 3 月に議会を通過したものの、大統領署名には至らなかった。現在修正案の策定作業が進められており、5 月に再開が予定されている次期国会における再審議を経て成立する見通しである。新中銀法の施行に伴い、ミャンマー中央銀行は財政歳入省から独立する見通しとなっている。

図表 15 ミャンマーの銀行システム概観

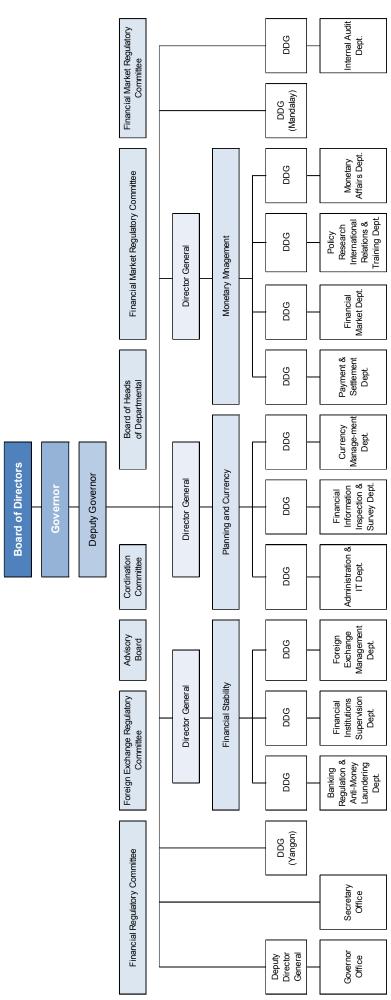


MEB : Myanma Economic Bank MFTB : Myanma Foreign Trade Bank

MICB: Myanma Investment and Commercial Bank MADB: Myanma Agricultural Development Bank

(注) 2013年3月時点

(出所) Central Bank of Myanmar より大和総研作成



(出所) JICA 「ミャンマー連邦共和国金融システム近代化に関する情報収集・確認調査 (2012)」より大和総研作成

ミャンマー中央銀行が監督する銀行は、①国有銀行、②民間銀行、③外国銀行に分けられる。現状では、①国有銀行4行および②民間銀行19行、合計23行が営業を認められており、③外国銀行は駐在員事務所の設立のみが認められている。

① 国有銀行

国有銀行は、ミャンマー経済銀行(Myanma Economic Bank, 以下 MEB)、ミャンマー外国貿易銀行(Myanma Foreign Trade Bank, 以下 MFTB)、ミャンマー投資商業銀行(Myanma Investment and Commercial Bank, 以下 MICB)、ミャンマー農業開発銀行(Myanma Agricultural Development Bank, MADB)の 4 行がある。このうち、MEB と MFTB、MICB の 3 行はいずれも財政歳入省の管轄下にある国有銀行であり、ミャンマー金融機関法8を根拠法として設立されている。MADB は、唯一、農業灌漑省の管轄下にある国有銀行であり、根拠となる法律はミャンマー農業開発銀行法9である。

MEBは国内の全銀行中最大の商業銀行であり、全土に300以上の支店網を有する。 ミャンマー中央銀行に代わって地方政府向けの銀行として機能するほか、公的年金の 支払も代行している。MFTBは輸出入に関わる銀行業務や外為取引などの国際銀行業 務に特化した銀行で、MICBは国内顧客及び海外企業向けに法人業務、投資銀行業務 を展開する国有銀行である。MADBは農業金融の国有銀行であり、拠点数は200を 超える。

② 民間銀行

ミャンマーの民間銀行は、ビルマ式社会主義のもとで 1963 年にすべてが国有化されたが、1988 年に市場経済の導入に舵を切った後、1992 年から再び民間銀行の設立が認められるようになった。1997 年には民間銀行は 20 行まで増加したが、2003 年に銀行危機が発生したことで 15 行に減少した。この後の銀行セクター規制強化を経て、2010 年には 13 年振りに 4 行に対して銀行ライセンスが認可され、19 行となった。内 7 行は政府機関が部分出資する銀行であり、内 2 行は軍出資の企業グループが主要株主である。

民間銀行の支店数は 2010 年 3 月時点で 233 店舗 、現在はその約 2 倍の水準まで増えている。カンボーザ銀行は民間銀行中最大手であり、その支店数は 2013 年 3 月に 100 店舗に達している。

⁸ Financial Institutions of Myanmar Law, 1990

⁹ Myanma Agriculture Development Bank Law, 1990

図表 17 ミャンマーの銀行一覧

	銀行名		備考	
国有銀行	Myanma Economic Bank	1976	財政歳入省傘下	
	Myanma Investment & Commercial Bank	1990	財政歳入省傘下	
	Myanma Foreign Trade Bank	1976	財政歳入省傘下	
	Myanma Agricultural Development Bank	1987	農業灌漑省傘下	
	First Private Bank	1992		
	Myanmar Citizens Bank	1992	商業省が出資	
	Co-operative Bank	1992	協同組合省が出資	
	Yadanabon Bank	1992	マンダレー市が出資	
	Myawaddy Bank	1993	軍傘下のMyanmar Economic Holdingsが出資	
民間銀行	Small and Medium Industrial Development Bank	1993	工業省が出資	
	Yangon City Bank	1993	ヤンゴン市が出資	
	Myanmar Oriental Bank	1993		
	Yoma Bank	1993		
	Asian Yangon Bank	1994		
	Kanbawza Bank	1994		
	Tun Foundation Bank	1994		
	Myanma Livestock and Fisheries Development Bank	1996	畜産水産省が出資	
	Rural Development Bank	1996	国境省が出資	
	Innwa Bank	1997	軍傘下のMyanmar Economic Corporationが出資	
	Asia Green Development Bank	2010		
	Ayeyarwady Bank	2010		
	Myanma Apex Bank	2010		
	United Amara Bank	2010		

(出所) ミャンマー中央銀行ウェブサイト等より大和総研作成

③ 外国銀行

1963年の銀行国有化の際には、外国銀行 13行の全支店が閉鎖された。その後、外国銀行は駐在員事務所の開設のみが認められた。1990年代に入ると外国銀行の駐在員事務所開設が続き、1997年には 46行の駐在員事務所が開設されていたが10、アジア通貨危機と続く経済制裁によって、多くの外国銀行がミャンマーから撤退し、2011年には 13行のみが駐在員事務所を構えるばかりであった。2013年2月末時点、外国銀行の駐在員事務所数は、日本のメガバンク3行を含め28行まで増加しており、2年間で倍増という急ピッチでの進出動向が確認できる。日系では、メガバンク3行のほか、マルハン・ジャパン・バンクおよびイオン・クレジットサービスが駐在員事務所を開設している11。

.

¹⁰ U Win Htein Min, Central Bank of Myanmar, International and Cross Boarder Bank Lending Implication in SEACEN: Balance Sheet Perspective in Myanmar, 2011

 $^{^{11}\,}$ Daw Naw Eh H
paw, Central Bank of Myanmar, Banking & Financial Reforms in Myanmar, 25
 Feb2013

図表 18 ミャンマーに拠点を持つ外国銀行

DBS Bank Ltd.	Industrial and Commercial Bank of China Ltd.	
United Overseas Bank Ltd.	Mizuho Corporate Bank Ltd.	
Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd.	Siam Commercial Bank Public Company Ltd.	
Malayan Banking Berhad (MAYBANK), Malaysia	MARUHAN Japan Bank PLC	
Bangkok Bank Public Company Ltd.	Krung Thai Bank Public Company Ltd.	
National Bank Ltd.	United Bank of India	
Brunei Investment Bank (BIB)	KASIKORNBANK Public Company Ltd.	
First Overseas Bank Ltd.	AEON Credit Service Company	
First Commercial Bank, Singapore Branch	Hana Bank	
CIMB Bank Berhad	Woori Bank	
Sumitomo Mitsui Banking Corporation	ANZ Bank	
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.	Vietin Bank	
Bank for Investment and Development of Vietnam	Korea Development Bank	
AB Bank Limited	Standard Chartered Bank	

(出所) ミャンマー中央銀行資料より大和総研作成(2013年2月末時点)

以上のように、現状では駐在員事務所開設に限定された進出であるが、1990年代の時点で外国銀行への市場開放の政府方針が定められている。プロセスとしては、まずミャンマー資本の銀行と外国銀行の合弁を認可し、その後外国銀行による支店開設を認可する二段階での市場開放である。こうした方針により、現地銀行との合弁銀行設立に向けた覚書を交わす事例は 1990年代に見られたが、アジア通貨危機の影響でいずれも実現しなかったという経緯がある¹²。現在もミャンマー中央銀行は外国銀行への市場開放について、二段階方式を検討している模様であり、タイやシンガポール、マレーシアの銀行が合弁銀行設立に関心を持っているとの報道もある。

現地ヒアリング調査では、外国銀行の多くは駐在員事務所を開設し、支店開設が認可されるまで規制緩和を待つのではないかという見方があった。理由として、現地銀行と合弁で銀行を設立した後に外国銀行支店開設が可能となった場合、合弁相手と事業を継続しながら自行の支店を新規開設することは考えづらく、だからと言ってタイミングよく合弁を解消して支店を開設することは現地パートナーおよび現地社会に与える心象としても好ましくないということが挙げられていた。

その他、日系金融機関と現地銀行の合弁銀行設立に際しては、合弁相手となる現地銀行の母数がそもそも少ない点に加えて、その相手先ならびに経営者が欧米の経済制裁リスト (SDN リスト¹³、後述) に掲載されていないことが条件となるため、候補銀行数も自ずと限られることから、実際に進出できる外国銀行数も限定的であるという

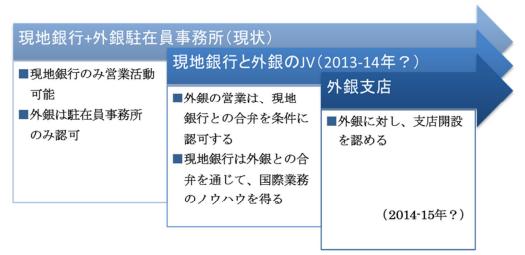
25

 $^{^{12}\,}$ Daw May Marlar Maung Gyi, Central Bank of Myanmar, Investment in Myanmar in the Post-Crisis Era: Issues and Challenges, 2009

¹³ List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons

指摘もあった。また、経済特区内におけるオフショア取引認可の可能性についても外 国銀行が合弁銀行設立を選択するケースは少ないのではないかとの意見も聞かれた。

図表 19 外国銀行に対する市場開放の段階とタイムラインの一例



(出所) ヒアリング調査より大和総研作成(2013年3月末時点)

(2) ミャンマーの銀行に係る規制

ミャンマーの銀行に係る規制としては、国内における規制に加えて、経済制裁に起因する国際的な規制が存在する。ここでは、それぞれの概要に加えて、近年の緩和の動向について概略を述べる。

① 国内の規制

a. 健全性規制

ミャンマーの民間銀行に対するミャンマー中央銀行の健全性規制としては、図表20に示した通り、5つの項目について具体的な規制値が設定されている。

図表 20 民間銀行に対するミャンマー中央銀行の主たる健全性規制

■預金準備率	預金の10%(預金準備のうち75%以上をCBMに預ける)
■流動性比率	負債に対して20%以上の流動性確保
■自己資本比率	リスク加重資産の10%以上
■法定貸出規制	単一顧客向け貸出の上限は資本・剰余金の10%
■貸倒引当金	貸出残高の2%

(出所) 各種資料より大和総研作成

ミャンマーの銀行規制は、周辺アジア諸国と比較しても厳しいことで知られている。これには歴史的な経緯が深く係わっている。1997-98 年のアジア通貨危機では、民間銀行の業務範囲拡大や外国銀行への市場開放の動きが止まった。ミャンマー中央銀行の銀行規制強化により大きな影響を及ぼしたのが 2003 年の取り付け騒ぎである。当時、ミャンマーでは金融機関法の適用を受けていない金融会社が 1 ヶ月で 4-6%という高利をうたって資金を集めていた。しかし、2003 年になると経営状況が悪化し、相次いで破綻した。これを引き金に、大手民間銀行における預金の取り付けが発生し14、内 Asian Wealth Bank、Myanmar Mayflower Bank は清算に追い込まれた。事態の収拾を図るために、ミャンマー中央銀行は民間銀行の預金を払込済み資本の 7 倍を上限とする預金受入規制や、預貸比率の上限を 70%にするといった規制を導入した15。また、貸付期間は最長 1 年までとされ、担保の掛け目は 60%といった規制に加えて、当時一部の民間銀行が開始していたクレジットカードや ATM といったサービスも停止された16。また、支店の新規開設もなかなか認められなくなった。

2010年以降は銀行規制が緩和される方向にある。前述の通り、2010年に民間銀行4行に対して新規参入が認められた。2011年後半からは規制緩和が加速している様子が見受けられ、国有銀行のみに認められていた外国為替両替ライセンス、続いて外国為替取扱ライセンスが民間銀行に対しても発行された。また、貸付の際の担保として不動産だけでなく、宝石・鉱石類なども認められるようになった。ミャンマー銀行協会(Myanmar Banks Association、以下MBA)に対するヒアリング調査では、民間銀行の預金受け入れ規制も2011年後半に撤廃されたとのことであった。

b. 金利規制

ミャンマーでは金利は自由化されておらず、ミャンマー中央銀行が市中銀行の預金金利・貸付金利 (8%・13%) の水準を決定している。1988年の市場経済移行から現在までに預金金利・貸付金利が変更されたのは 6回のみである。2011年9月には5年半ぶりに金利が引き下げられた(預金金利:12%→10%、貸付金利 17%→15%)。続いて2012年1月にも預金金利が10%から8%に、貸付金利は15%から13%に引き下げられた。

2011 年から 2012 年にかけて金利引き下げが続けて実施されたのは、インフレが落ち着いたことや、周辺諸国と比較してミャンマーの金利水準は高く、企業が資金調達面で不利であること、財政面から国債のクーポンを引き下げたい意向がミャンマー政府にあったことなどが背景にある。

¹⁴ U Tin Aung, New Financial Products and Challenges for Central Banks

¹⁵ 久保公二・福井龍・三重野文晴、移行経済下ミャンマーの金融セクター、2005

 $^{^{16}}$ Daw Khin Cho
 Cho, Central Bank of Myanmar, The Supervisory Impact of Issues and Challenges in Myanmar,
 $2009\,$

20% 18% 17% 16% 15% 14% 13% 12% 12% 10% 8% 8% 6% -貸出金利 4% ----預金金利 -3年物国債クーポン 2% 0% $1985\ 1988\ 1990\ 1995\ 2000\ 2001\ 2002\ 2003\ 2004\ 2005\ 2006\ 2007\ 2008\ 2009\ 2010\ 2011\ 2012$

図表 21 ミャンマーの金利の推移

(出所) ミャンマー中央銀行発表資料より大和総研作成

c. 為替に関する規制

ミャンマーの為替制度では、外貨兌換券(Foreign Exchange Certificate、以下 FEC) が存在していた。FEC は、ミャンマー国内の居住者の外貨保有を禁止する目的で 1993 年に導入されたもので、外国人がミャンマー国内で外貨を使用する際には、1 米ドル =1FEC にて交換の上、使用することが認められていた。近年では、外国人はホテルや一部飲食店にて米ドル使用が黙認されていたことから、FEC 制度そのものが形骸化していた。

(年末)

2013年3月21日、ミャンマー中央銀行はFECの廃止を発表した 17 。4月1日から3ヶ月間の移行期間において現金との交換を実施し、7月1日にFECを完全に廃止する。なお、FEC残高は2012年末時点で3,092万FEC(=3,092万ドル)であった 18 。

^{17 3}月22日付、現地各紙における「ミャンマー中央銀行公示」より

^{18 3}月22日付、現地各紙報道より

図表 22 ミャンマー銀行業界における近年の規制緩和と主な動向

年 月		銀行業界における近年の主な変化		
2010年	7月	13年ぶりに民間銀行の営業ライセンス新規発行 (4行)		
2011年	9月	5年半ぶりの金利改訂(預金金利12%→10%、貸出金利17%→15%)		
		民間銀行6行に外国為替両替ライセンスを発行		
	10月	多重為替一本化に関するIMFの技術支援受け入れ開始		
		民間銀行11行に外国為替両替ライセンスを発行		
		銀行貸出の担保として不動産に加えて貴金属/鉱石類・穀物類を認可		
	11月	民間銀行が不動産ローン開始		
		一部大手行でATM稼動開始(現金引き出しのみ)		
		民間銀行11行に外国為替取扱ライセンスを発行		
		銀行の預金受入規制を撤廃(従来は資本の10倍まで)		
2012年	1月	金利を再度引き下げ(預金金利10%→8%、貸出金利15%→13%)		
	4月	チャットのSDRペッグ(1US\$=MMK 8.50847)から管理フロート制への移行 を発表		
	6月	銀行貸出の担保として国債を認可		
	7月	民間銀行でのドル預金受入開始		
		一部行でミャンマーへのドル送金可能に		
	8月	新外国為替管理法成立		
		民間銀行が航空券なしで週2万ドルまでの現金引き出し可能に		
		民間11行がLC発行開始		
	9月	Myanmar Payment Union(MPU)稼働開始		
		デビットカードサービス開始、ATM相互利用一部開始		
	11月	新外国為替管理法細則公表		
		配当送金・オフショアローン返済送金のCBM許可不要に		
		MFTB, MICB以外の外国為替取扱ライセンス行も資本金送金受入可能に		
2013年	1月	ウエスタンユニオンが民間7行と提携、セブン銀行からの送金も可能に		
	3月	OFAC規制緩和でMEB, MICB, AGDB, Ayeyarwadyの4行が米国企業・米国人との取引可能に(General License No.19発布)		

(出所) 各種資料などより大和総研作成

② 海外の規制

ミャンマーの銀行に関連する国際的な規制として、経済制裁による規制が挙げられる。欧米諸国政府による対ミャンマー経済制裁は解除されつつあるが、ミャンマー国内への送金については依然として制限が残されている。従来、米国政府はあらゆるミャンマー企業・個人との金融取引を禁止していたため、米ドルをミャンマー国内に送金することはできなかった。このため、日本企業がミャンマーに送金する際には、シンガポール経由でのドル送金、円建てでの送金等、対応に一手間を要してきた。

2012年7月の米国経済制裁の緩和に伴い、一部の金融取引が可能となり19、ミャンマーに直接米ドルを送金することが可能となった。ただし、特定の企業や個人への米ドル送金は引き続き制限されている。米ドル送金の規制対象は、米国財務省外国資産管理室20によって「SDN21リスト」として公表されている。同リストでは、国連による制裁対象国、米国の貿易禁止国、テロ支援国、またそれらに関わる法人・個人が列挙されている。ミャンマーの企業、個人としては、旧軍事政権時代の幹部または軍政との関係が深いとみなされた企業および個人等を中心として、SDNリストに掲載されている。また、指定された法人・個人が50%以上の株式を保有している法人も掲載対象となる。

なお、最近の動きを見ると、ミャンマーに関しては SDN リストの位置付けが変化してきた様子が窺われる。2013 年 2 月、ミャンマーの銀行 4 行 (MEB、MICB、アジア・グリーン・デベロップメント銀行²²、エイヤーワディ銀行²³) に対して、米国当局から包括ライセンス²⁴が発布された。同ライセンスにより、米国企業・個人は、対象4 行における口座開設を初めとした金融取引が可能となるが、同 4 行は依然としてSDN リストの掲載対象でもある。特にエイヤーワディ銀行については、これまで SDN リストに掲載されていなかったにもかかわらず、同ライセンスの発布と同時に SDN リストに追加された。本件ヒアリング調査では、ミャンマー進出で出遅れ気味となっている米国企業の権益確保を図るために、他国企業の進出を牽制する手段の一つとして、米国政府が SDN リストを利用しているのではないかという指摘が複数あった。

(3) ミャンマーの銀行業務

ミャンマーにおける銀行業務のうち、日系企業のビジネスに関連が深いと考えられる、 預金、貸付、送金、外国為替につき、実態を概説する。

1 預金

ミャンマーでは、過去に廃貨を実施したことがある。また 2003 年には大手民間銀行での取り付け騒ぎが発生した。このため、銀行に対する信頼感がまだ低いといわれ

¹⁹ Department of Treasury, Office of Foreign Assets Control, General License No. 16, *Authorizing the Exportation or Reexportation of Financial Services to Burma*

²⁰ Office of Foreign Assets Control Regulation

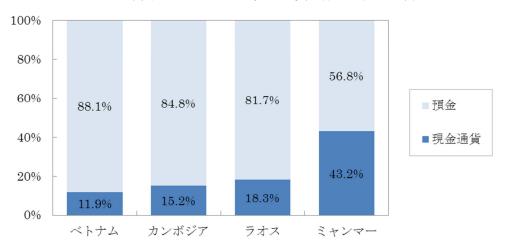
²¹ Specially Designated Nationals and Blocked Persons

²² Asia Green Development Bank

²³ Ayeyarwady Bank

²⁴ Department of Treasury, Office of Foreign Assets Control, General License No. 19, General License with Respect to Asia Green Development Bank, Ayeyarwady Bank, Myanma Economic Bank, and Myanma Investment and Commercial Bank

る。実際、M2 の構成比を見ると、ミャンマーは現金通貨が 4 割に達しており、ベトナム・カンボジア・ラオスよりも高い水準となっている。銀行口座を保有する人口比を見てもアジアで最低水準とされ、約 6,200 万人と推計されている人口に対して銀行口座数は 200 万に満たないと見られている。いわゆるタンス預金の形で多くの現金が保有されている様子が窺われる。また、一部の銀行においては、預金通帳は依然手書きで管理されている。



図表 23 CLMV 諸国の M2 における現金通貨構成比(2011年)

(出所) IMF レポートより大和総研作成

他方、近年は民間銀行の預金量の増加傾向が目立つようになっており、信頼は回復に向かっているように見える。2003年の取り付け騒ぎ発生以来、ミャンマー中央銀行が民間銀行に対して預金受け入れ規制を導入していたため(当初自己資本の7倍、その後10倍)、民間銀行の預金量シェアは50%未満での推移が続いていた。2012年10月時点では民間銀行の預金量シェア7割弱まで上昇している。

また、2011 年 10 月に預金保険制度が導入されている。現地におけるヒアリング調査によれば、預金保険を請け負っているのはミャンマー保険公社(Myanma Insurance Corporation)で、預金の 90%が保護されるとのこと。

図表 24 ミャンマーの銀行預金

(10億MKK)



(出所) ミャンマー中央統計局発表資料より大和総研作成

こうした状況の中、日系企業を含む外国企業がミャンマーで銀行口座を開設する際、従来は MFTB または MICB の 2 行のみが認可されていた。外国企業がミャンマーにおける企業登記を行なう際に、資本金(外貨)の振込先が同 2 行のいずれかと定められていたためである。

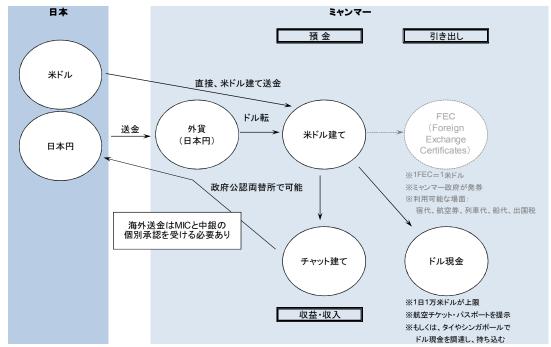
図表 25 企業登記の概要

会社法により、事業開始、もしくは会社設立から28日以内に 事務所設置義務が発生する。それに先立ち、企業登記室に申請する。

注意)

- 1. 登記審査完了後、資本金の入金を行う必要がある
- 2. 資本金はMFTB、MICBへ振り込むことが原則
- 3. 資本金は基本、登記審査完了 (=営業許可証発行) から 30日以内に 最低50%、180日以内に100%を振り込む

(出所) Directorate of Investment and Company Administration より大和総研作成



図表 26 日本・ミャンマー間における一般的な資金の流れ

- (注) FEC は 2013 年 3 月に廃止が発表された
 - MIC: Myanmar Investment Commission
- (出所) Directorate of Investment and Company Administration、ミャンマー大統領命令、 外国為替法などより大和総研作成

2012年11月、外国企業は、外国為替取扱ライセンスを持つ民間銀行を、資本金振込銀行として指定することが可能となった。このため、本件ヒアリング調査対象となった日系企業の中には、民間銀行に外貨口座を開設する例も見られた。

現在では、居住外国人のみならず、非居住者についても、民間銀行にて外貨口座およびチャット口座を開設することが可能となった。ただし、外国企業、個人ともに、 当座預金口座のみの開設に限られており、同国の高金利の恩恵は享受できない。

なお、外貨預金の引き出しには制限があり、週1回、1回当たりの引出上限は1万ドルとされてきた。現在では、1回当たりの上限1万ドルで週5回まで引き出し可能になっている。

2) 貸付

ミャンマーの銀行貸付にかかる統計データの公開は不定期的かつ限定的であるが、 入手可能な資料と現地ヒアリング調査における回答振り等から推計して、預貸比率は 50%未満にとどまっている模様である。近年の規制緩和に伴い、民間銀行に限れば、 2012年度には7割に達しているという報告もあるものの25、預貸比率は依然低い水準

²⁵ 2012 年度 4-7 月の民間銀行預金/貸付:5,013/3,487 十億チャット, Dr. Sein Maung, First Private Bank, *Building a Viable Financial Sector*, 25 Feb 2013

に抑えられている。



図表 27 ミャンマーの預金・貸付実態の推移

(出所) IMF, Myanmar Staff-Monitored Program, Jan 2013 より大和総研作成

低い預貸比率の原因として、次の二点が挙げられる。第一に、民間銀行の多くが、企業グループ内の財務業務を担う目的で設立されたという背景から、融資業務をグループ内に限定してきた実態がある。第二に、2003年の取り付け騒ぎ以降の厳格な銀行規制である。ミャンマーにおける貸付は有担保型であり、その担保は不動産が原則とされている。このため、不動産保有を認められていない外国企業に対して、ミャンマーの銀行が貸付を行なうことは不可能となっている。ただし、日系企業がミャンマー政府または国営企業と合弁している場合は、内国企業(国有企業)に準ずるものと見做され、国有銀行からチャットの借り入れを行うことが可能である。

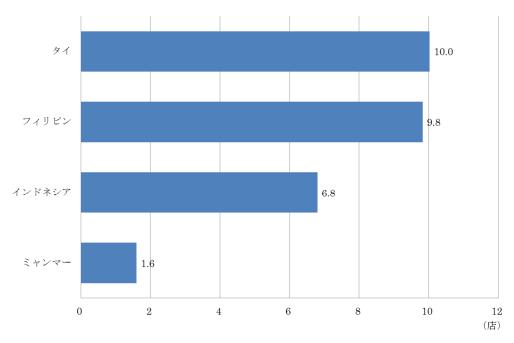
ミャンマー銀行協会に対するヒアリング調査では、不動産担保の掛け目はリスク回避の観点から低めに設定されており、銀行業界全体として概ね 50-60%とのことであった。また、2011 年以降、鉱物・宝石類や国債についても担保設定が可能になったが、不動産以外の担保による貸付実績は極めて限定的とのことであった。

③ 送金

a. 国内送金

同一銀行の支店間送金が可能である。ただ、近年、支店開設が増えているとはいえ、

ミャンマーの銀行支店網はまだ十分とはいえない水準にとどまっているのが現状である。実際、ミャンマーの人口 10 万人あたり銀行支店数は 2 店舗に満たない。また、銀行間ネットワークの未整備のため、送金しても相手が着金確認できるまで 2 週間もの時間を要することもある。このため、現地で事業展開する日系企業の中には、やむを得ず現金を手荷物として運ぶケースも依然としてあるとのことであった。



図表 28 人口10万人あたりの銀行支店数

(出所) Bank of Thailand, Bangko Sentral ng Pilipinas, Bank Indonesia 等より大和総研作成

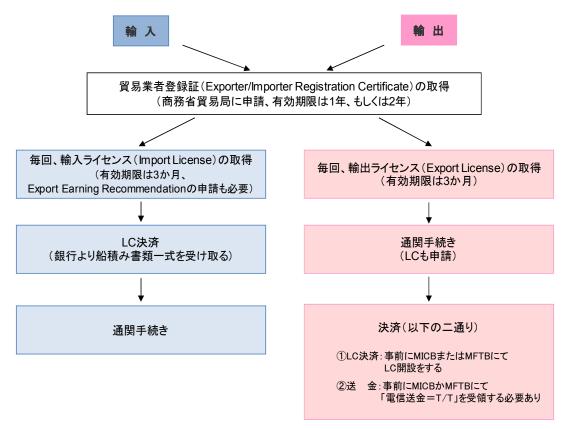
b. 海外送金

ミャンマーから日本など海外への送金は、従来は MFTB と MICB の 2 行において可能であった。両行は貿易業務における海外送金・決済業務が認められている。2012 年 4 月に輸出第一主義(輸出で得た外貨の範囲で輸入が可能という制約)の廃止が発表されたことで、それまで義務付けられていた LC ベース 26 の決済に加えて、TT ベース 27 での決済が可能となっている。

²⁶ Letter of Credit (輸入信用状)

 $^{^{27}}$ Telegraph Transfer (電信為替)

図表 29 貿易取引の手順



(出所) ビルマ法典第 3 巻"Control of Imports and Exports (Temporary) Act", Ministry of Commerce, Directorate of Trade より大和総研作成

また、米国の経済制裁緩和に伴い、一部の民間銀行では海外送金が可能になった。例えば、三井住友銀行と提携しているカンボーザ銀行(Kanbawza Bank)および三菱東京 UFJ 銀行と提携しているコーポラティブ銀行 (Co-operative Bank)では、日本からの米ドル送金受取、およびミャンマーから日本への米ドル送金が可能となった。現地ヒアリング調査では、カンボーザ銀行に口座を開設し、日本からの送金受取を行っている日系企業の事例を確認することができた。

なお、海外送金・受取については、「フンディ(hundi)」と呼ばれるインフォーマルな送金システムが多く利用されてきた実態がある。フンディは国内の金融規制の枠外にある存在ではあるものの、送受金業務にかかる手数料が市中銀行より低く、また手続きが簡素で早いことから、近代化が遅れた国内の金融インフラを補てんする存在として、輸入業者等を中心として長い間利用されてきた歴史がある。

図表 30 海外送金に関して

原則として、海外への外貨送金は禁止

(対象:貿易外の配当、資本取引送金など)

例外)

- 1. 海外から資本を持ち込んだ分
- 2. MICが引き出しを許可した分
- 3. 税金を控除した後の純利益
- 4. 外国籍の人間がミャンマー国内で得た給与から税金と扶養家族の 生活費を控除した残高
- 5. 貿易取引における輸入代金 (輸入ライセンス取得必須) ※

※輸入代金の送金業務はMFTBとMICBのみ

(出所)新外国投資法第 16章 39条、ビルマ法典第 3巻"Control of Imports and Exports (Temporary) Act"より大和総研作成

4 外国為替

外国為替関連業務は従来 MFTB、MICB のみに許可されていた業務だったが、2011年 9月に民間銀行 6行に、2011年 10月には更に民間銀行 11行に両替ライセンス (money changer license)が発行された。これにより、ライセンスを取得した民間銀行は米ドル、ユーロ、シンガポールドルの売買が可能になった。続いて 2011年 11月、民間銀行 11行に外国為替取扱ライセンス (authorized dealer license)が発行された。 さらに 2012年8月、3行に対して外国為替取扱ライセンスが発行されている。同ライセンスにより、民間銀行は海外からの送金受取が可能となった。

図表 31 両替ライセンス・外国為替取扱ライセンス取得の民間銀行

両替ライセンス Money Changer License			外国為替取扱ライセンス Authorized Dealer License				
	Sep-11		Oct-11	Nov-11		Aug-12	
1)	Co-operative Bank	7)	Myanmar Citizens Bank	1)	Co-operative Bank	12)	Myanmar Citizen Bank
2)	Myawaddy Bank	8)	First Private Bank	2)	Myawaddy Bank	13)	First Private Bank
3)	Myanmar Oriental Bank	9)	Tun Foundation Bank	3)	Myanmar Oriental Bank	14)	Myanmar Livestock and Fisheries Development Bank
4)	Kanbawza Bank	10)	Asia Green Development Bank	4)	Kanbawza Bank		
5)	Myanmar Industrial Development Bank*	11)	Ayeyarwaddy Bank	5)	Myanmar Industrial Development Bank*		
6)	Innwa Bank	12)	Sibin Tharyar Yay Bank	6)	Innwa Bank		
		13)	United Amara Bank	7)	Asia Green Development Bank		
		14)	Asian Yangon Bank	8)	Myanmar Apex Bank		
		15)	Myanmar Apex Bank	9)	United Amara Bank		
		16)	Yoma Bank	10)	Ayeyarwaddy Bank		
	*現在はSmall & Medium Industry Development Bank	17)	Myanma Livestock and Fisheries Development Bank	11)	Tun Foundation Bank		*現在はSmall & Medium Industry Development Bank

(出所) ミャンマー中央銀行発表資料より大和総研作成

この他、ミャンマー中央銀行は、2012 年 12 月よりノンバンク系の両替所の設置を認可している。2013 年 3 月までの期間に約 100 社が事業申請を行い、既に 5 ヵ所のノンバンク系両替所が設置されている28。

⑤ 電子化への取組み

ミャンマーの銀行店頭では、顧客が大量の現金を持参し、窓口で受け取った行員は 手作業で記録を作成し、その後方では山積みになった紙幣の束を複数の行員が紙幣計 数機で勘定している、というような光景が日常的である。銀行としては紙幣の勘定に 多大な労働力を用いる必要がある一方、顧客にとっても現金を手で持ち運ぶリスクが ある上に、銀行窓口における手続きに長い時間を取られることとなる。

ミャンマーにおける決済手段は、一般的に現金が用いられる。IT 化の遅れは、その原因の一つとして挙げられる。IT インフラ整備の重要性は、ミャンマー国内のあらゆる業界において強く認識されている課題であるが、銀行セクターにおいては、資金決済インフラの近代化に向けた取り組みも始まっている。IT インフラ整備の主な案件は以下の通り。

a. 電子資金振替システム

電子資金振替システム²⁹では、ミャンマー中央銀行と市中銀行本店を結ぶネットワークが構築される。同ネットワークにより、市中銀行は、ミャンマー中央銀行に保有する当座預金口座間の資金移動を行なうことが可能となる。また、同一銀行内の本支店間送金も可能となる。同システムは依然部分的な運用に留まっており、本格稼動には至っていない模様³⁰。

b. 電子小切手決済所

現在の小切手決済は、ミャンマー中央銀行内の小切手交換所に、市中銀行が小切手を持参する必要がある。市中銀行の担当者は、毎日午前中にミャンマー中央銀行に出向く必要があり、中央銀行内の小切手交換所の担当者は受理した小切手を 3-4 時間かけて手作業で処理している。ミャンマー中央銀行は、電子小切手決済所³¹の設立の早期実現を目指している。

c. ミャンマー決済組合

ミャンマー決済組合(Myanmar Payment Union、以下 MPU)は、ミャンマー中央銀行が民間銀行 18 行と共に設立し、その根幹を担うシステムは中国の広電通運(GRG Banking)の支援により 2012 年に稼動を開始した。現時点では、デビットカ

元旭市州和坦より

²⁸ 現地各紙報道より

²⁹ Electronic Funds Transfer System: EFT System

³⁰ JICA、ミャンマー連邦共和国金融システム近代化に関する情報収集・確認調査、2012

³¹ Automated Clearing House: ACH

ードサービスと部分的な ATM の相互接続が可能となっている。ATM の機能としては 現金の引き出しに限定されている。MPU カード発行枚数は 18~ 万枚 32 、ATM 設置台数は CBM でのヒアリングによれば 2013 年 3 月時点で約 200 台、カードの POS 端末設置台数は 400 台とのことであった。なお、MPU は日本の JCB とも 2012 年に提携を発表した。

⑥ ATM 利用の現状

2012年にクレジットカード最大手 VISA がミャンマーに進出したことに伴い、同社が運営する国際銀行オンラインシステム「PLUS」にカンボーザ銀行等の現地銀行が加盟した。PLUS 機能が付された日本の銀行口座のキャッシュカードを利用すれば、PLUS 加盟のミャンマー市中銀行の ATM にて、日本の銀行口座からミャンマー・チャットを引き出すことが可能となった。

カンボーザ銀行の ATM にて、日本の銀行口座から 50,000 チャットを引き出すことを試みたところ、同日、同口座より 6,203 円が引き落とされていた。市中銀行、両替所等における同日の日本円/チャットの両替相場との比較より、手数料は 10%程度と考えられる。また、為替レートについては、銀行間の取り決めにより変動する模様である。



図表 32 カンボーザ銀行支店前に設置された同行 ATM

_

⁽出所) 大和総研撮影

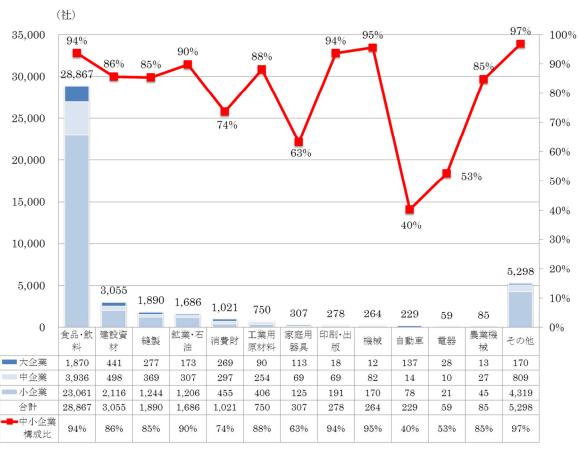
 $^{^{32}\,}$ Daw Naw Eh H
paw, Central Bank of Myanmar, Banking & Financial Reforms in Myanmar, 25
 Feb2013

2. 中小企業金融の現状

(1) ミャンマーの中小企業

ミャンマー工業省33の 2009 年発表値によると、ミャンマーには約 44,000 社の民間製造 業企業が存在する。このうち、約40,000社が中小企業であり、民間製造業企業全体の92% を占める。サービス業企業も含めると、約 12 万社以上の中小企業が存在するともいわれ ている34。

民間製造業企業数を業種別に見てみると、「食品・飲料」が突出して多く約 29,000 社、 全体に占める割合は66%であった。内、中小企業は27,000社で、94%を占めていた。全 民間製造業企業に占める割合は61%で、3社中2社が「食品・飲料」業を営む中小企業に 該当する計算になる。



図表 33 ミャンマーの民間製造業企業数・業種別(2009年)

(出所) Myanmar Industries Association, Presentation on Myanmar Industrial Situation より大和総研作成

³³ Ministry of Industry

³⁴ U San Thein, Small & Medium Industrial Development Bank, SME Financing, 15 Feb 2013

民間製造業企業数の地域分布では、マンダレー州が最も多く約 7,800 社 (全国の 17%)、内中小企業は 90%を占めていた。次いで、ヤンゴン州で約 6,100 社 (同 14%)、中小企業の割合は全国で最も少なく 75%であった。中小企業 40,000 社の地域分布は、マンダレー州に 17%、エーヤワディ州に 16%、バゴー州、ヤンゴン州、サガイン州にそれぞれ 11% というように分布している。



図表 34 ミャンマーの民間製造業企業数・州別(2009年)

(出所) Myanmar Industries Association, Presentation on Myanmar Industrial Situation より大和総研作成

ミャンマーにおける中小企業は、Private Industrial Enterprise Law (1990 年制定)において定義されている。①動力が 50 馬力未満、②従業員数が 100 人未満、③資本金が 500 万チャット未満、④年間生産額が 1,000 万チャット未満の企業が中小企業に該当する。

図表	3.5	ミャンマー	における	中小企業の定義

	小企業	中企業		
動力	3 ~ 25 馬力	25 ~ 50 馬力		
従業員数	10 ~ 50 人	51 ~ 100 人		
資本金	~ 100万 チャット	100 ~ 500万 チャット		
年間生産額	~ 250万 チャット	250 ~ 1,000万 チャット		

(出所) Private Industrial Enterprise Law (1990)より大和総研作成

なお、工業省中小企業振興中央局35におけるヒアリング調査によれば、現行の中小企業の定義を変更し、実態に即したスペックを設定する見通しとのことであった。現在、中小企業法(Small and Medium Enterprise Law)の制定作業が進められており、同法案中では、中小企業の定義は、従業員数(製造業、貿易・サービス業でそれぞれ 300 人未満、200人未満)と資本金(同 20 億チャット未満、10 億チャット未満)と定義を簡素化する予定とのことである。

図表 36 中小企業法(制定中)の中小企業の定義

		中小企業	
従業員数	製造業	~ 300 人	
() () () () () () () () () ()	貿易・サービス業	~ 200 人	
次十人	製造業	~ 20億 チャット	
資本金	貿易・サービス業	~ 10億 チャット	

(出所) Central Department of Small and Medium Enterprises Development, Ministry of Industry

(2) 中小企業支援策

ミャンマー政府は、経済政策における中小企業支援策の重要性を認識しており、近年ではその取り組みを具体化させている。2013年1月にはテイン・セイン大統領(U Thein Sein)を委員長とする「中小企業育成中央委員会³⁶」と、ニャン・トゥン副大統領(U Nyan Tun)を委員長とする「中小企業育成実行委員会³⁷」が発足した。同実行委員会の傘下には「中小企業金融公庫設立分科会」と「信用保証協会設立分科会」の2つの分科会が設置される予定である。マウン・マウン・テイン財政歳入副大臣(Dr. Maung Maung Thein)が分科会長を務める³⁸。

³⁵ Central Department of SME Development, Ministry of Industry

³⁶ Central Committee for Development of Small and Medium Enterprises

³⁷ Work Committee for Development of Small and Medium Enterprises

³⁸ ミャンマー中央銀行およびミャンマー銀行協会に対するヒアリング調査より

図表 37 中小企業育成中央委員会メンバー一覧

役職	構成員	役職	構成員
委員長	大統領	委員	教育大臣
副委員長	副大統領 (1)	(続き)	厚生大臣
	副大統領 (2)		鉱業大臣
委員	国境大臣		財政歳入大臣
	情報大臣		国家計画経済開発大臣
	協同大臣		科学技術大臣
	農業・灌漑大臣		観光大臣
	畜産水産大臣		司法長官
	通信大臣		監査長官
	環境保全林業大臣		管区・州の長官
	電力大臣		ミャンマー商工会議所会頭
	エネルギー大臣	事務局	大統領府大臣(3)
	工業大臣	合同事務局	大統領府大臣(5)
	商業大臣		

(出所) President Office, Notification No. 11/2013, 12th Waning of Nadaw, 1374 ME (9 January, 2013)

図表 38 中小企業育成中央委員会の主な役割

а	中小企業育成に係る法律、規則、手続きの策定と公布。
b	憲法36条で言及されている「国有・地方機関、協同組合、共同企業体、民間事業体などの経済勢力」の大部分を占める中小企業の育成を促進すること。
С	中小企業育成に必要な金融資本を、政府や民間銀行が効果的に配分するように促すこと。
d	技術的な要件に応じた国内外の諸機関とのネットワーク構築。
е	都市圏、郊外における中小企業の市場育成を促すこと。
f	国内外からの投資を支える産業として中小企業を位置づけ、マーケット・チェーンの健全な育成を促すこと。
g	中小企業育成に必要な人材教育計画の策定。
h	必要に応じて委員会、分科会を設立し、任務を割り当てること。

(出所) President Office, Notification No. 11/2013, 12th Waning of Nadaw, 1374 ME (9 January, 2013)

図表 39 中小企業育成実行委員会メンバー一覧

役職	構成員	役職	構成員
委員長	副大統領 (2)	委員	電力副大臣
委員	大統領府大臣(5)	(続き)	エネルギー副大臣
	商業大臣		教育副大臣
	財政歳入大臣		厚生副大臣
	科学技術大臣		ミャンマー商工会議所副会頭
	観光大臣	事務局	工業大臣
	農業・灌漑副大臣	合同事務局	国家計画経済開発副大臣
	通信副大臣		

(出所) President Office, Notification No. 11/2013, 12th Waning of Nadaw, 1374 ME (9 January, 2013)

図表 40 中小企業育成実行委員会の主な役割

а	中小企業育成に係る法律・規則・手続きの法案作成および中央委員会への提出。
b	中小企業の振興に係るデータや情報の収集、分析、報告。
С	中小企業育成の実務面での障壁の解消。
d	広範なマーケット・チェーンを確立を目的とした、市場育成の重要性提示。
е	適切な数の熟練労働者の育成および雇用機会の創出。
f	国内外の諸機関から金融的・技術的支援を受けるための調整。
g	中小企業銀行のマイクロクレジット事業の発展を確保すること。
h	必要に応じて各セクターの中小企業の分科会やグループを設立すること。

(出所) President Office, Notification No. 11/2013, 12th Waning of Nadaw, 1374 ME (9 January, 2013)

(3) 中小企業向け融資

中小企業向けの融資については、様々な問題点が指摘されている。第一に、融資の際の担保要件である。現時点では、有担保融資のみ、かつ担保は土地・建物が原則である。しかし、一般的に中小企業その事業規模から、事業に必要な最小限の設備で操業しており、担保となるような不動産を保有していないことが多い。その上、担保の掛け目は 50-60%が一般的であることから、現行の市中銀行の貸付業務の範囲では、中小企業の資金ニーズに十分に応えられていない実態がある。第二は、金利が高いことである。金利は 2011 年に引き下げられたものの、貸付金利は 13%であり、周辺アジア諸国と比べるとかなり高い。第三に、貸付期間が1年を超える長期貸付のスキームが一般化していないことから、元々経営基盤が盤石ではない中小企業にとって、市中銀行からの借り入れはハードルが高いものとなっている。

その他、現地におけるヒアリング調査では、市中銀行がグループ内企業および自行と関係の深い企業を主たる融資対象とする傾向が強いという点、銀行側の審査能力が不十分かつ中小企業側でも融資審査に耐えうる財務諸表を作成できずにいる点等が、一般の中小企業に対する融資が伸び悩む背景にあるとの指摘があった。

(4) SMIDB による中小企業向け低利融資

ミャンマーにおける中小企業向け融資の金融機関として代表的なものは、中小企業開発銀行(Small and Medium Industrial Development Bank,以下 SMIDB)である。SMIDBは民間銀行ではあるが、筆頭株主である工業省の傘下にある銀行である。前身となるミャンマー産業開発銀行(Myanmar Industrial Development Bank、以下 MIDB)から、2012年に名称変更した。従来から中小企業向け融資を行なってきたが、中小企業振興策の推進と資金需要の充足を目指し、融資プロセスの簡素化および低利融資を開始した。

① 融資プロセスの簡素化

従来、中小企業が MIDB から中小企業向け融資を受ける際には、まず①ミャンマー工業協会 39 の審査を経た上で、②工業開発委員会(Industrial Development Committee、以下 IDC)に申請し、③IDC による信用保証を元に、④MIDB が融資を実行するというステップを踏んでいた。

同プロセスは 2012 年に簡素化され、①工業省中小企業振興中央局に中小企業が申請、②同局が申請企業の担保の有無、成長性、経営実態、保有設備等から判断して SMIDB に推薦、③SMIDB が担保の査定等、更に審査した上で融資を実行する、というステップとなった40。

② 低利融資

2012年12月、SMIDBは低利融資を開始した。融資枠は当初50億チャットで設定され、金利は8.5%と、市中銀行貸付金利13%よりもかなり低く設定されている。中小企業向け低利融資枠は、今年度は300億チャットまで増額されるとのことである。また、中小企業の資金調達ニーズに対してより柔軟に応えるために、土地・建物に限らず、生産設備・機械等も担保として認められるよう、支援策の一環として検討が行われている。

工業省中小企業振興中央局に対するヒアリング調査によれば、2013年3月時点で、50億チャットの融資枠のうち40億チャットが貸付実施済みとのことであった。貸付件数は27社で、食品、飲料(ミネラル・ウォーター)、縫製、塗料、石鹸等の製造業

³⁹ Myanmar Industrial Association

_

⁴⁰ 工業省中小企業振興中央局ヒアリングより

企業が融資対象であった。1 社あたりの貸付金額は 2,000 万~5 億チャットとのことであった。同融資枠に対しては、400 社が申請し、内 90 社が SMIDB への推薦を獲得した。なお、推薦を受けられなかった 310 社は、担保要件を満たしていなかった、或いは成長性に乏しい業種と判断された等の理由により推薦対象外となったとのことである。

第3章:金融インフラ整備に向けた課題と展望

第1章ではミャンマーの概況と日本企業のミャンマー進出について、第2章ではミャンマーの金融インフラの現状について述べた。第3章では、ミャンマーの金融インフラについて、日系企業が指摘する課題とミャンマー側が支援を求めている課題について整理した上で、解決策の方向性について提示する。

1. 課題の整理

(1) 日系企業が指摘する課題

ミャンマーにおける事業を展開する日系企業に対し、同国の金融インフラ利用の課題についてヒアリング調査を実施した結果、利用者サイドの観点から、主に以下の3つの課題分野が指摘された。

① ミャンマー側の制度に起因する課題

a. 外貨引き出し制限

ミャンマー進出済み日系企業の多くは、ミャンマーの銀行利用における不便な点として、引き出し制限の存在と回答していた。日系企業は、現地の市中銀行に外貨口座を保有し、定期的に事務所賃料、駐在員家賃、給与支払等のまとまった額の米ドル現金を引き出す必要がある。以前と比較すると、引き出し制限の上限額が引き上げられたものの、1日1万米ドルとされている現状では、支払金額が1万米ドルを超えるような場合には1営業日中に引き出すことが叶わず、幾営業日にも亘って引出を行う必要がある上、支払日までの期間は引き出した現金を手元で保管する必要がある。

b. 送金にかかる制限

日本への送金についても課題が残っている。外貨収入の送金(配当)であれば、認可に時間を要することはあるが、比較的容易とされている。一方、ミャンマーで活動する日系企業に対するヒアリング調査では、従来チャット建収益の送金は制限されており、日本への配当送金は不可能とのことであった。ただし、新外国投資法では、チャット建収益の国外送金についても可能になったとの解釈がある⁴¹。

c. 金利収入の制限

現地でのヒアリング調査において、一部の日系企業より、金利収入を得られない点についても課題として指摘があった。ミャンマーの市中銀行においては、外国企業・個人については当座預金口座の開設のみ許可されていることから、金利収入を得られない。そのため、現地銀行に預け入れる資金の規模は、必要最小限に抑制される傾向

⁴¹ **JETRO** ヤンゴン事務所

にある。現地進出に際して送金した資本金等を普通預金口座、定期預金口座等に預けることができたとしたら、同国の高金利の恩恵により、事業開始時のコストを賄うことも可能となるという意見もあった。

d. その他

ミャンマーに進出する日系企業は増え始めており、チャットでの資金調達が必要になるケースも出てくるものと予想される。しかしながら、前述の通りミャンマーでは不動産担保がないと借入を行なうことができず、外資企業・外国人は不動産を保有できないため担保の提供ができず、結果的に借入を行なえないということになる。近い将来、この点についても日系企業の課題として浮上してくる可能性がある。

ただし、本件ヒアリング調査では、チャットの調達ニーズは少なかった。売上・運転資金の双方がチャット建てという日系企業は少数であり、かつミャンマーは貸付金利が13%と高いことが要因と見られる。ミャンマーに進出済みの日系企業の場合、持込資本金並びに主に日本の親会社からの資金調達にて対応する傾向にある。

また、両替可能な通貨の多様化についても、将来的な課題と想定できる。現在チャットと両替できる通貨は、米ドル、ユーロ、シンガポールドルである。しかし、ミャンマーの縫製業などで見られる委託加工生産業42では、委託元のみならず材料の輸入元が中国、タイ等の周辺諸国であることが多い。現地ヒアリング調査でも、日本円のみならず人民元やタイバーツについても、今後両替需要が高まる可能性がある旨指摘があった。なお、国境では人民元やタイバーツによる決済が活発に行われている模様である。

② 経済制裁の影響

日系企業が認識しているミャンマーにおける金融面の課題の中には、欧米諸国の経済制裁に起因するものが存在する。特に、日本からミャンマーへの送金に係わる部分に顕著である。米国の経済制裁の段階的解除等によって一定の改善の兆しは見られるものの、現地ヒアリング調査における日系各社の回答からは、ミャンマーへの送金は依然注意を払う必要がある段階であることが判明した。具体的には、一部米系銀行では、シンガポールから米ドル建で送金する分には問題は無いものの、ニューヨークからの米ドル建送金の場合には、送金手続きを中止する、受け付けない等、米国内外において、依然対応にばらつきがある模様である。これは、米系銀行の自主規制に起因するという指摘があった。

⁴² Cutting, Making, Packing: CMP

③ ミャンマーの銀行業務の非効率性

ミャンマーの銀行における業務効率は、本件ヒアリング調査において最も多く指摘 された点である。その一例として、公共料金の支払が挙げられる。自動引き落としサ ービスが存在しないため、電気代、水道代、固定電話料金については、毎月銀行窓口 に出向き、支払う必要がある。業務フローそのものに加え、IT 化の遅れも手伝って、 公共料金の支払は半日作業として常態化している。

また、送金から入金まで時間がかかるケースや、入金確認に時間がかかるという問 題点も指摘されていた。例えば、顧客がミャンマーの銀行口座に入金手続きを行なっ た際に、着金確認は2週間後になるケースも実際あるという。さらに、着金したか否 かの確認は、自ら銀行に問い合わせを行うまで判明しないとのことであった。

そして、店頭での預金の引き出し、米ドルを引き出した上でチャットに両替等、そ れぞれ数時間を要する点が指摘されていた。なお、国営銀行と比較して、民間銀行で はより短時間での対応が可能になってきているとのことであった。

図表 41 日系企業が指摘する主な課題

■引き出し制限がある 1日あたり10,000ドルまでしか引き出せない ■国内での送金に制限がある 支店網が不十分で地方には自分で現金輸送することがある チャットならば地方送金できるが、FECはできない ■日本への送金が困難 ①制度に起因する課題 外貨収入であれば比較的容易とされるが、チャット収入の送金は困難 ただし、新外国投資法ではチャット収入の海外送金も可能とされる ■資金調達ができない 外資企業は担保がないためミャンマー国内で借入ができない ■金利収入を得られない 外資企業は当座預金口座しか開設できないため、金利収入を得られない ■日本からの送金が不便 経済制裁の関係で国有銀行2行に円送金するのが一般的 ②経済制裁の影響 一部民間行にドル送金することも可能になった シンガポール経由で送金しているケースもある ■ミャンマーでの銀行サービスが非効率 引き出しや公共料金支払、名義変更などすべて半日作業(特に国有銀行) ③銀行業務の課題 ITシステム化がほとんど行なわれていない

(出所) 大和総研

その他、ミャンマー国内では米ドルでの支払いが行える店舗等が増加傾向にあるものの、古い米ドル紙幣は受け取りを拒否される傾向にある。これは、ミャンマーの市中銀行、新券以外の紙幣について真贋判定基準を設定していないためである。また、ミャンマー経済は、一時期、米ドルの偽造紙幣の流通を経験したことも背景にあると考えられている。

(2) ミャンマー金融当局・銀行が支援を求めている課題

ミャンマー中央銀行および市中銀行に対するヒアリング調査を実施したところ、海外からの支援を必要とする課題は多岐に亘っていた。概ね以下の4分野に分類できる。

① 個別の銀行の能力向上

ミャンマー側の要望として、現地ヒアリング調査中で最も多く挙げられた課題は人材育成である。中でも融資審査能力の向上に向けた支援を求める声が多かった。2003年の銀行危機以来、ミャンマーの民間銀行は積極的に貸付を行なう環境にはなく、貸付先はグループ内の企業等の限定的な範囲で実施してきた経緯がある。しかしながら、今後は規制緩和による貸付業務の拡大が見込まれていることから、行員の融資審査能力を強化する必要性に迫られている。特に、これまで実績が無かった住宅ローン、自動車ローン等の業務に、多くの銀行が参入することが予想される。

リスクマネジメントについても、課題として指摘されていた。従来はミャンマー中央銀行の規制に基づく預金受入制限が存在し、預金・貸付の双方とも自由に拡大できない状況であったため、リスクマネジメントが必要とされる場面は限られていた。昨今では一連の規制が緩和されつつあり、また同緩和によって銀行のビジネス機会が拡大するにつれて、業界全体として、ALMに代表されるリスクマネジメント能力を向上させるための取組みの必要性を認識するとともに、に諸外国からの技術支援を期待する向きもあった。

② IT 化

IT 化の遅れとその対応の必要性については、ミャンマー中央銀行をはじめとして、 国有銀行、民間銀行のいずれもが認識していた。銀行内部の業務フロー改善、および 顧客サービスの向上、そして銀行業界全体に対する信頼醸成のためにも、業界全体が IT 化進展に向けて取り組む必要があるという点につき、認識が共有されている。ただ し、銀行の財務状況次第では自社投資を積極的に行なう余力がない場合もあり、実際、 ミャンマー中央銀行も国家予算の制約を受けている。ミャンマーの銀行業界全体とし て、早期に IT 化を実現するためには、国際的な支援が不可欠である。

③ 資金調達

資金調達もミャンマーの銀行が必要と感じている課題である。まず、インターバン

ク市場の必要性は、IMF、ミャンマー中央銀行および民間銀行から指摘されている。 また、中小企業向け融資拡大に向けて、海外からの低利で資金調達を行ないたいとの 要望が、中小企業金融の当事者である SMIDB から寄せられた⁴³。

④ 特定分野の強化

ミャンマー政府が注力する中小企業向け金融、農業金融といった分野においても近代化・強化に向けた支援が求められている。特に、中小企業向け金融の拡充は喫緊の課題であり、信用保証協会の設立に向けて政府主導の取組みも開始された。同分野における日本からの支援を期待する声もあった。

図表 42 ミャンマー中央銀行・市中銀行が支援を求めている主な課題

	■貸出増に向けた審査能力向上				
	ミャンマーの銀行は審査能力が低く貸出はグループ企業向けが多い				
	住宅ローンや自動車ローン、中小企業向け融資の審査で日本が支援する余地				
①個別銀行の課題					
	■リスクマネジメントカ向上				
	規模拡大に向けてALMなどリスクマネジメントについて技術支援が必要				
	■決済システム				
②IT化	決済のITシステム化を早急に実現したい意向が強い				
9 15	決済については法整備も必要との指摘がある				
	■調達環境の改善				
	インターバンク市場の創設				
③資金調達	海外からの低利での資金調達				
	規制緩和を通じた金利環境の改善				
	■中小企業向け金融				
	中小企業育成は大統領も注力する分野				
	信用保証協会設立に関して日本の支援が期待されている				
④特定分野の強化					
	■農業金融				
	農業金融はかなり遅れている模様で、技術支援が求められている				
(11.===) 1 == (1) ===					
(出所) 大和終研					

(出所) 大和総研

(3) ミャンマー金融インフラ改善に向けた国際支援の現状

以上で提示したようなミャンマーの金融インフラにおける課題について、国際機関、各 国政府、民間金融機関等が技術支援に名乗りをあげている。ここでは国際機関、海外政府 機関を中心に、ミャンマー中央銀行が管掌する業務分野における支援の概要を提示する。

.

⁴³ ミャンマー銀行協会におけるヒアリングにて

① 国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)

IMF は 2011 年 10 月以降、ミャンマーへの技術支援を本格化させてきた。まず、 2012 年 4 月の多重為替レート統一を実現し、続いて中銀法の改正作業についても技術支援を行なった。

ミャンマー中央銀行には現在 IMF から常駐アドバイザーが派遣されているが、ミャンマー中央銀行は、更に銀行規制・監督の分野での常駐代表(resident representative)2名の派遣を要請しており 44 、このうち1名については近く常駐を開始する模様である。

図表 43 ミャンマーが金融分野で IMF に要請している技術支援

分 野	内 容		
	・為替規制の緩和		
■為替政策	・FECの廃止		
	・為替市場の一段の進化		
	・ミャンマー中銀の独立性確保と中央銀行機能の集約(中銀法改正)		
■金融政策・金融セクター近代化	・外貨準備を国有銀行からミャンマー中銀に集約		
	・銀行資本および不良債権の国際基準定義の採用		

(出所) IMF, Myanmar - Letter of Intent (28 Dec 2012) より大和総研作成

② 世界銀行

世界銀行は金融セクター開発マスタープランの作成を支援している。また、金融機関法の改正作業で技術支援を行なっている。加えて、銀行監督とマイクロファイナンスの分野においても技術支援を行なう考えである。世界銀行は 2012 年にミャンマー事務所を開設している45。

③ 日本国際協力機構

日本国際協力機構(JICA)は、ミャンマー中央銀行をはじめとする金融関係者の日本での研修を受け入れているほか(「ミャンマー国経済改革支援調査)など)、ミャンマー中央銀行の IT 化に関して支援を検討している。2012 年に「金融システム近代化に関する情報収集・確認調査」を実施したことを受けて、ミャンマー中央銀行業務の一部 IT 化を無償資金協力で実施することが検討されている。

④ ドイツ国際協力公社

ドイツ政府の国際協力機関であるドイツ国際協力公社(Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ)は、中小企業の融資審査について技術支援

⁴⁴ IMF, Myanmar - Letter of Intent, 28 Dec 2012

⁴⁵ ミャンマー中央銀行に対するヒアリングより

を行なう計画である。GIZ から派遣される技術支援担当者は、ミャンマー中央銀行の中に常駐する予定とのこと 46 。

⑤ シンガポール信用機構

現在のミャンマーには、個人信用情報機関が存在しない。今後、クレジットカードの普及が進むと期待されていることから、MBA とシンガポール信用機構(Credit Bureau (Singapore)、以下 CBS)が合弁で信用情報機関を設立する計画である。出資比率は MBA 60%、CBS 40%が予定されているとのことであった。

⑥ タイ中央銀行

タイ中央銀行 (Bank of Thailand) は、2012 年 6 月にミャンマー中央銀行と人材 育成に関する協力について覚書を交わした。

-

⁴⁶ ミャンマー中央銀行に対するヒアリングより

2. 解決策の方向性

第2章で概説した通り、2011年後半以降、ミャンマー中央銀行は銀行制度改革を推進している。一連の規制緩和は、これまでのところ一定の成果をあげている。具体的には、預金受入規制が撤廃されたことで、民間銀行は2011年後半以降急速に預金量を増やしている。しかしながら、過去の取り付け騒ぎや関連する風評被害等は、主に民間銀行で発生してきた経緯もあり、銀行監督制度の見直しにあたっては、銀行業の成長性を損なうことなく健全性を維持できる制度設計が求められている。この意味において、民間銀行に対する効果的な銀行規制の体制構築ならびに監督制度の整備に対する国際的な支援が必要とされている。

その中でも特に日本が支援可能かつ早急に着手することが望ましい分野について、以下 の通り方向性を図表 44に取りまとめるとともに、それぞれの課題について詳述した。各 分野における具体的な方法としては、日本からの専門家の派遣およびミャンマー当局担当 者の招聘研修などが想定される。

外国銀行参入のプロセス 現地銀行と 現状 外国銀行の 外国銀行の (現地銀行のみ) JV設立 ■包括的金融監督メカニズム構築 金融機関監督体制の整備、近代化 金融税制の構築 ■銀行インフラの近代化 インターバンク市場設立 会計制度の普及・徹底 開示制度及び信用情報・格付のノウハウ移転 健全性基準・貸付規制の適正化 金融サービスにかかる情報公開推進 ■市中銀行業務の近代化 信用保証協会 融資審査人材育成 ----IT化の推進

図表 44 主たる支援テーマおよび対応の時間軸の一例

(出所) 大和総研

(1) 包括的金融監督メカニズムの構築

① 銀行をはじめとした金融機関の監督に係る体制の整備・近代化

現在のミャンマー金融セクターにおける主たる金融機関は銀行であり、その銀行に対する監督業務の近代化が求められている。具体的には、監督指針の明確化、監督事務の効率化等が挙げられる。また、2013 年 6 月より営業を開始する予定の民間保険

会社、2015年の証券取引所開設に向けて営業開始する予定の証券会社、近年増加しているマイクロファイナンス事業者を含むノンバンクや、今後ミャンマー進出が見込まれる外国銀行の支店についても、金融セクター全体として総合的に監督できる組織づくり、整合性のとれた指針作り等につき、日本の持つ各種ノウハウの提供が求められている。

② 金融税制の整備

現在のミャンマーでは、預金金利の収入に係る課税が無く、金融取引にかかる税制が整備されていない。今後の規制緩和によって成長が期待されているミャンマーの銀行セクターにおいて、どのような金融税制が適切であるか、制度そのものから検討する必要がある。加えて、先に述べたように保険、証券等の新しい業界の誕生に向けて、金融サービスの活性化を図るためにも機動的な税制の企画・設計が求められている。金融税制の整備を通じて税収増加に貢献できれば、長きに亘る財政赤字の是正の一助ともなる。

具体的な方法としては、金融税制にかかる専門家の派遣に加えて、金融税制に特化 した現状調査、現地当局者との検討会などが挙げられる。

(2) 銀行インフラの近代化

① インターバンク市場

ミャンマーでは、現在はインターバンク市場が存在しない。このため、ミャンマー中央銀行によるオペレーションが存在せず、チャットの安定化を図ろうにも輸入規制の緩和等、限定的な手法に留まっている⁴⁷。2015年のASEAN経済共同体設立によって域内貿易が自由化されれば、現在のような操作手法による対応は不可能となることから、出来る限り早期に円滑な金融調整を実施できるような体制整備に着手する必要がある。

また、市中銀行の日常業務においては、短期資金が不足した場合には、友好関係にある銀行から一時的に資金の融通を受けるという方法で対応している模様である。このような市中銀行の資金需要への対応という意味でも、インターバンク市場の創設が急務である。

② 企業会計制度の普及・徹底

ミャンマーでは、IFRS (国際会計基準) に準じて定められた「ミャンマー会計基準

⁴⁷ 資本流入に起因する 2011 年夏の急激なチャット高に対して、自動車輸入規制を緩和することで為替レートの反転に成功した。詳細は大和総研ウェブサイト「アジアインサイト:途上国と資本流入の管理 ミャンマーへのインプリケーション」参照

(Myanmar Financial Reporting Standards、以下 MFRS)」が存在する。ただし、一般的な企業が導入している事例は稀である。融資を望む民間企業の中には、融資申請に必要な財務諸表を作成していない事例もあることから、MFRS に基づく企業会計の啓発・普及を行うことを通じた、企業の財務報告に関する認識の適性化が必要不可欠である。

③ 開示制度及び信用情報・格付

前項で述べたような企業会計制度の普及を果たすと共に、企業の財務情報整備を積極的に推進すべきである。こうした財務情報に基づく与信審査や格付、スプレッドの設定等に係る分野も、技術支援ニーズが高い分野である。与信審査や信用情報格付による評価が普及すれば、不動産等の担保を有しない現地企業および外国企業においても、銀行からの資金調達が可能性となる。

④ 健全性基準の適正化

現在のミャンマーの民間銀行は、過去の金融危機をきっかけとした一連の規制強化により信用供給が制限されたままの状態にある。(1)①で述べたような監督体制の整備に並行して、市場のニーズおよび必要とされる健全性基準の策定を検討する必要がある。具体的には、規制とその評価に関する調査等を通じて課題の抽出を行う必要がある。

⑤ 貸付規制の適正化

ミャンマー中央銀行によって規制されている金利は、2011年の引き下げ以降、一定のレンジ内において銀行ごとに異なった水準を設定できる等、多少の緩和動向も見られる。しかしながら、依然として資金需要と供給に見合う金利水準とはいえない側面も指摘されている。また、融資期間も1年と定められていることから、市中銀行では設備投資等の中長期資金ニーズへの対応ができない。貸付にかかる規制の緩和を通じて、企業の資金ニーズに対応してゆくことが、ミャンマーの経済発展のために必要不可欠である。

一方、融資・調達業務における近代化が進展することは、チャットの貨幣価値安定にも寄与する。チャットの通貨としての信頼が高まることで、地下銀行であるフンディのような非公式市場でドル化されていた資金の、公式市場への還流にも資することになり、銀行業界全体として預金量の更なるの増大も期待できる。

⑥ 金融当局による情報公開

先に述べたとおり、ミャンマーでは歴史的な経緯により、銀行セクター全般に対する国民の信頼が低い。銀行サービスに対する信頼の再構築のためには、ミャンマー中央銀行による積極的な情報発信、情報提供活動を支援する必要がある。具体的には、

利用者に対する金融行政に関する情報提供、金融機関への苦情等を受け付ける当局の窓口を設置すること等が挙げられる。新規に法令やインストラクション等が発出された折には、法令解釈も併せて迅速に情報公開を実施し、利用者の不安や疑問を解消するとともに、銀行サービス全般にかかる国民のリテラシー向上を目指すことが重要である。

(3) 銀行業務の近代化

① 信用保証協会

現状の銀行の融資業務は有担保融資に限定されており、またその担保は不動産に限定されていることから、自社の資金ニーズに見合う不動産担保を有しない中小企業にとっては、銀行融資を受けることが実質不可能となっている。この面を補完する信用保証協会については、議論が始まったばかりであるため、まだ具体的な内容は明らかになっていないものの、現地ヒアリング調査によれば、貸付額の80%を保証するというスキームを検討している模様である。ミャンマー政府は信用保証協会について検討するために、信用保証協会設立分科会の発足を計画している。現地でのヒアリングによれば、信用保証協会設立の音頭をとっているマウン・マウン・テイン財政歳入副大臣は、アドバイザーとして外国人専門家の参加を希望しており、日本人専門家の参加も期待されている。

② 融資・審査人材の育成

預金量の増加によって、今後銀行貸付も増加することが期待されている。しかしながら、硬直的な規制の下で銀行融資が不動産担保融資に実質的に制限されているため、銀行の審査能力が不十分との指摘が多い。銀行業界全体の審査部門の人材育成を行なうことで、間接的に貸付の増加を後押しすることが期待される。住宅ローンや自動車ローン、中小企業向け融資といった特定の分野に限定した形での審査部門の人材育成も一案である。

③ IT 化の推進

IT 化の必要性は、あらゆる業界のあらゆる分野において国家レベルで認識されている。銀行業界の場合、現在のような現金決済、手作業に中心の業務フローでは、今後のミャンマー経済の高成長を支える根幹となる一連の金融業務を、銀行自身が十分に担えない可能性も指摘されている。加えて IT 化は、要件定義から開発・稼動まで年単位の時間を要するため、何にも増して優先して着手すべき課題である。特に銀行の銀行であるミャンマー中央銀行における決済システムの構築は、日本政府も、ミャンマー中央銀行の IT 化支援につき検討を行っているところであるが、早急な実現が求められる。

市中銀行の IT 化については、一部民間銀行が先行しており、既に一定の銀行間格差が存在している。ただし、数行が積極的に IT 投資をした場合でも、その効果は限定的であり、銀行業界全体としてのシステム化推進が急務であると考えられる。

米国政府・米銀行 ■制裁の緩和・撤廃及び自主 規制の緩和 ■外国投資誘致政策の強化 ■中央銀行業務の近代化 ■銀行規制近代化・国際化 国家計画経済開発省 管轄機関 DICA · MIC ■監督能力の向上 CBM ■CBMのIT化による決済環境の改善 ■各行のIT化による業務効率・利便性の向上 ■海外送金規制の一段の緩和・手続き簡素化 審査部門の人材育成を通じた貸出増インターバンク市場創設上場や海外からの低利調達金利規制の緩和ALMの人材育成などによるリスク管理 ■中小企業振興支援の金融面からの支援 ■普通/定期預金口座も開設自由化 ■General License対象行の増加 ■米ドル引出制限の一般の緩和事非正規銀行システムの縮小 ■外国銀行への市場参入開放 ■オフショア市場の創設 噐 ■IT化によるサービス拡大 ■文店網拡大 ■信用保証協会の設立 禹 ■担保要件緩和 ■外国企業は当座預金口座開設のみ可能■預入資金による金利収入が得られない ■法制度上可能(事前許可必須)■日系企業における最近の実績は未確認 ■同一銀行内・チャット送金のみ ■限定的な文店網ゆえ現金輸送も併用 ■IT化を推進する法制度の未整備 ■IT化の遅れによる非効率性・不便さ ■可能だが米銀がドル送金を自主規制 ■調達コストの高さ■規制された金利■リスクマネジメント体制の不備 ■ 不可 ■ 現地銀行との提携が一部で開始 マー金融インフラの課題と展望 ■貸出審査能力の欠如 ■インターバンク市場の不在 ■米ドルの引出制限 ■インフォーマル業者の存在 ■外国企業の銀行借入不可 ■中小企業金融の未整備 嚻 黜 中小企業 口座開設 外国為替 外銀参入 \ (□→猶) (細→細) 送 (二十二) 送金 工化 田 理 選 借入 4 SME 外国企業 市中銀行

111

 Ω

4 図表

(出所) 大和総研

■国家レベルのICT政策の推進